KA(D)-20036-2 令和2年12月10日 原子燃料工業株式会社 東海事業所

加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表

黄色ハッチング:補正箇所。

	保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
	第1章 総則	I. 加工施設の位置、構造及び設備	添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書	_
(目	**	ロ.加工施設の一般構造	イ. 安全設計の方針	左記のとおり
第1条	この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法	『加工の事業を行う者として、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、	(4) 基本的方針	事業許可に記
	律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物	安全の追求に終わりはないという意識をもって安全のあるべき姿を目指す。	本加工施設の安全機能を有する施設は、以下の基本的方針の下に安全設計	載があり、保安
	質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規	最新の知見を反映するとともに最も効果的な安全対策を実現し、公衆の安心	を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原	規定の記載と
	定に基づき、原子燃料工業株式会社東海事業所(以下「事業所」という。)	感の獲得につなげる。』という基本方針のもと、加工施設は、以下に示す設計	子炉等規制法」という。)等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施	齟齬はない。
	の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定	方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に	設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」と	
	め、もって <u>核燃料物質による</u> 災害を防止することを目的とする。	関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関連法規の要求を満足す	いう。) 等に適合する設計とする。	
		るとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事	(1) 加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者	
		業許可基準規則」という。)等に適合する設計とする。	に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないこと	
		(1) 加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従	はもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。	
		事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超	(2) 安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信	
		えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低	頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても	
		減する。	安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し、	
		(2) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安	し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。 (3) 安全機能を有する施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定	
		9 るものとりる。また、誤探下及び設備・機器の設障によっても女 全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に	される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象(故意によるものを除	
		主則に下勤するイングーロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。	く。) によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。	
		(3) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自	(4) 安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保	
		然現象及び航空機落下他の外的人為事象(故意によるものを除く。)	するように設計する。また、通常時及び設計基準事故時に想定される全	
		によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。	ての環境条件において、その安全機能を発揮できるようにし、他の原子	
		本加工施設においては、安全機能を有する施設の機能の喪失により、公衆、	力施設と安全機能を有する施設を供用する場合においては、加工施設の	
		放射線業務従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないため、本加工	安全機能を損なわない設計とする。	
		施設には安全上重要な施設はない。	Standard Sta	
			(ページ 添 5-1)	
		(ページ 2)		
第3条の	2 削除	_	_	安全文化は品
				質マネジメン
				トシステムに
				規定。
	第2章 保安管理体制 第1節 保安品質マネジメントシステム	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 イ. 総則	_	_
	品質マネジメントシステムの目的)	(4) 目的	_	左記のとおり
第3条の	3 原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品	核燃料物質の加工の事業者である原子燃料工業株式会社は、「原子力施設		事業許可に記
	質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」	の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以		載があり、保安
	という。)及び同規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところ	下「品質管理基準規則」という。)及び同規則の解釈に基づき、加工施設の		規定の記載と
	により、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整	保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原		齟齬はない。
(.1.)/	<u>備することにより、原子力の安全を確保する。</u>	子力の安全を確保する。		
(定義		(中) 定義	_	左記のとおり
男3条の	4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈に	本申請書において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈		事業許可に記
	おいて使用する用語の例による。	において使用する用語の例による。		載があり、保安
	また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。	また、本申請書において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。		規定の記載と 齟齬はない。
	(1) 「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務	に足めるところによる。 (1) 「保安活動」とは、原子燃料工業株式会社の東海事業所における加工施		図Ⅱ図旦(かなん。
	(1) 「株女佰動」とは、事業所における加工施設の株女のための業務として行われる一切の活動をいう。	(1)「休女伯勤」とは、原丁燃料工業株式云社の泉西争業所における加工施 設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		
	(2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第2条	(2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第 2 条第 4		
	第2項第4号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。	号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。		
	(3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第5条第1項第	(3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第5条第1項第2号		
	(ロ) アメログ・ニュン・コート には、田道日本本子が初かり大力工学力	(6) 所久叫具、一个//*] C16(叫具日柱坐于风料力 0 不力 1 发力 2 7	I .	

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
2 号に定める品質マニュアルのことをいう。	に定める品質マニュアルのことをいう。		
(4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第 11 条に定める品質方	(4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第 11 条に定める品質方針の		
針のことをいう。 (c) 「伊々日所日標」した 日所英四共進出別第10名に合めて日所日	ことをいう。 (5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第12条に定める品質目標の		
(5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第 12 条に定める品質目標のことをいう。	(a) 「休女前負日標」とは、前負官理基準規則第 12 米に足める前負日標の ことをいう。		
(6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第46条に定める内部監			
であることをいう。	ことをいう。		
(保安品質マネジメントシステムの適用範囲)	(ハ) 適用範囲	_	左記のとおり
第3条の5 保安品質マネジメントシステムは、事業所の加工施設における保安活	保安品質マネジメントシステムは、原子燃料工業株式会社が東海事業所		事業許可に記
動に適用する。	において実施する加工施設における保安活動に適用する。		載があり、保安
			規定の記載と
			齟齬はない。
(保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)	ロ. 保安品質マネジメントシステム	_	左記のとおり
第4条 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、	(イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項		事業許可に記
その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持	(1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施する		載があり、保安
する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、	とともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。		規定の記載と
計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、	 (2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメント		齟齬はない。
していることをいう。また、「保女 面質マインメントンステムを確立し、 実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行	2) 休女に伝る組織は、休女伯勤の里安度に応じて、休女而貞マインメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を		
わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実	適切に考慮する。		
施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されて	(i)加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		
いるとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシス	(ii) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力		
テムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の	の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する		
除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをい	潜在的影響の大きさ		
<u>5.)</u>	(iii)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活		
2. 社長は、保安活動の重要度に応じて、 <u>保安</u> 品質マネジメントシステ	動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり		
ム要求事項の適用の程度についてグレード分け <mark>を行うことを含めて保</mark>	得る影響		
安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、	 (3) 保安に係る組織は、加工施設に適用される関係法令(以下「関係法令」		
次に掲げる(1)から(3)の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」 とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が	という。)を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他		
人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、(1)から(3)の事項を考慮した原	保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保		
子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)	安品質マネジメント文書」という。)に明記する。		
(1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程			
度 <u>(</u> 標準化の程度 <u></u> 記録のトレーサビリティの程度 <u></u> 特別な管理や	(4) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセス		
検査の必要性の程度 <u>及び</u> 運転開始後の加工施設に対する保 <mark>全</mark> 、供	を明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、		
用期間中検査及び取替えの難易度 <u>を含む。)</u>	次に掲げる業務を行う。		
(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の	(i)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達		
安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在	成される結果を明確に定めること。 (ii) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係		
的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの	1) プロセスの順序及い相互の関係(組織内のプロセス面の相互関係を含む。) を明確に定めること。		
及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に 影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意による	でもむ。) を明確にためること。 (iii) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組		
<u>影響を及ばすねてれのめる自然現象や人為による事象(故息による</u> ものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをい	織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)		
りのを除く。)及びではりにより生し行る影響や相木の八ささをい う。)	並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安		
(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動	活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領		
が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影	域に係るものを除く。)を含む。		
響(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮	(iv) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)		
していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をい	に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任		
<u>う。)</u>	及び権限の明確化を含む。)。		
3. 各部長は、加工施設に適用される関係法令(以下「関係法令」とい	(v) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視 測字することが困難でなる場合は、この関いでなり、		
う。) を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安	測定することが困難である場合は、この限りでない。 (vi) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するた		
品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保安文 ましい。)に明ませて			
<u>書」という。)に明記する。</u> 4. 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確に	(vii) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的な		
4. 任長は、保女品質マインメントンステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲	ものとすること。		
するとともに、そのプロセスを組織に適用することを伏足し、伏に <u>拘</u> げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に	(viii) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が		
行わせる。	生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること(セ		
<u></u>		I .	

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
(1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成	キュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子		
される結果を明確に定めること。	力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響		
(2) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係	を、特定し、解決することを含む。)。		
を含む。)を明確に定めること。			
(3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織	(5) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技		
(別図1に示す。)の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指	術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取		
標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	組を通じて、次の状態を目指す。		
この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関	・ 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものと		
する領域に係るものを除く。)を含む。	なっている。		
(4) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)	・ 風通しの良い組織文化が形成されている。		
<u>に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び</u>	・ 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解し		
権限の明確化を含む。)。	て遂行し、その業務に責任を持っている。		
(5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視	・ 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行		
測定することが困難である場合は、この限りでない。	われている。		
(6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するた	・ 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子		
めの措置(プロセスの変更を含む。)を講ずること。	力の安全に対する自己満足を戒めている。		
(7) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なも	・ 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報		
<u>のとすること。</u>	告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に		
(8) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生	共有されている。		
<u>じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること(セキュ</u>	・ 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全		
リティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全	体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。		
に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、	・ 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があること		
<u>解決することを含む。)。</u>	を認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。		
5. 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、	(6) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含		
人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通	む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプ		
じて、次の状態を目指す。	ロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理		
・ 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとな	の方法及び程度を、「ホ.(ヲ)調達プロセス」に従って定め、これに基づ		
<u>っている。</u>	き当該プロセスの管理を確実にする。		
・ 風通しの良い組織文化が形成されている。	(7) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行		
要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して	う 。		
<u>遂行し、その業務に責任を持っている。</u> ・ 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行わ			
・ 生 い			
・ 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力			
の安全に対する自己満足を戒めている。			
・ 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告			
され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有			
されている。			
・安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体			
で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。			
原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを			
認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。			
6. 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。			
以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセ			
スを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方			
法及び程度を、第 12 条の 8 調達プロセスに従って定め、これに基づ			
き当該プロセスの管理を確実にする。			
7. 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。			
	(p) 保安品質マネジメントシステムの文書化	_	左記のとおり
<u>第4条の2</u> 社長は、 <u>前条第1項の規定により</u> 保安品質マネジメントシステム <u>を</u>	保安に係る組織は、「ロ. (イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事		事業許可に記
<u>確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として</u> 自ら各規則	項」(1)の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保		載があり、保安
に定める、又は、所長 <u>、</u> 品質・安全管理室長 <u>若しくは所長を通じて担当</u>	安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事		規定の記載と
<u>部長に</u> 各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又	項を実施する。		齟齬はない。
<u>は要員に実施させ</u> る。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関	(1) 保安品質方針及び保安品質目標		
係を別表 19 に示す。	(2) 保安品質マニュアル		
2 . 保安文書 <u>及び記録</u> は、次のとおりとする。文書の階層を別図 <u>5</u> に示	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにする		

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
す。なお、以下の各号のうち(4)及び(7)は第6章に定める。 (1) 保安規定 (2) 保安品質マニュアル (3) 保安品質方針 (4) 施設管理方針 (5) 規則(1)及び(2)に基づき社長が定めた保安文書であって(3)及び(4)を除くもの) (6) 保安品質目標 (7) 施設管理目標 (8) 基準((1)及び(2)に基づく保安文書であって(3)から(7)を除くもの) (9) 標準(要領、手順書、指示書、図面等の保安文書(以下「手順書等」という。) であって(2)、(5)又は(8)に基づいて定めたもの) (10) 記録	ために必要な文書 (4) 手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		
(保安品質マニュアル) 第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、 <u>次に掲げる事項を定める。</u> (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照 情報 (5) プロセスの相互の関係	(ハ) 保安品質マニュアル 保安に係る組織は、保安品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。 (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 当社の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動 は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC 4111-2009)」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。 当社は、文書化された品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、実施部門である東海事業所各部及び監査部門である本社品質・安全管理室にて品質保証体制を構築する。 (ページ 添 2-7)	左記のとおり 事業許可に記載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。
(文書の管理)	(=) 文書の管理	——————————————————————————————————————	左記のとおり
第4条の4 品質保証部長は、基準、標準の文書の管理に関する「文書及び記録の管理基準」を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。 ・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・ 文書の組織外への流出等の防止	 (1) 保安に係る組織は、文書の管理を規定する文書に次の事項を含め、保安品質マネジメント文書を管理する。 ・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・ 文書の組織外への流出等の防止 ・ 保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 		事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
 ・ 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ・ 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順 	(2) 保安に係る組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等 の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるこ とを含め、適切な保安品質マネジメント文書を利用できるよう、保安 品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作		
2. 品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	成する。 (i) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 (ii) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価すると		
(1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性 (グレード分けの適切性を含む。) を審査し、発行を承認すること。 (2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当た	ともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 (iii) 上記(i)及び(ii)の審査及び(ii)の評価には、その対象となる文		
り、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、 その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、(1)と同様に改訂の妥 当性を審査し、承認することをいう。) (3) (1)及び(2)の審査及び(2)の評価には、その対象となる文書に定めら	書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 (iv) 保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 (v) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合におい		
(3) (1)及い(2)の番雀及び(2)の評価には、その対象となる文書に走められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。) (4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする	(V) は司ののろに保安山員マインメント又書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 (vi) 保安品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握す		
$\frac{(4)}{2}$	ることができるようにすること。		

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
(お) 改訂のあった保安文書を利用する場合においては、当該文書の適切が制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 (6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 (7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。 (8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。 (8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。 (記録の管理) 第4条の5 各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 2. 品質保証部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第10条第2項及び第13条第6項に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。第2節 経営責任者のリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者(以下「管理責任者」という。)として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 (1) 保安品質目標が定められているようにすること。 (2) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。 (3) 第8条に規定するマネジメントレビューを実施することの重要性を要員に関助すること。 (6) 保安活動に関する主とをの他原子力の安全を確保することを要員に認識させること。 (7) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全を確保について、その優先順位及び設明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	加工施設事業変更許可(本文) (vii) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 (viii) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。 (t) 記録の管理 (1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 保安に係る組織は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。 (4) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 (1) 保安品質方針を定めること。 (2) 保安品質目標が定められているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 (4) 「ハ、(3)マネジメントレビュー」に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源が利用できる体制を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に関知する正と。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	一	説明 ・
3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する 事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況 及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 (原子力の安全の確保の重視) 第5条の2 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等	(p) 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要	_	左記のとおり事業許可に記
要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。
(保安品質方針) 第6条 社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安	(ハ) 保安品質方針 社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに 関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並び にそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものである ことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)が 次に掲げる事項に適合しているようにする。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、品質方針を策定し、原子力安全の重要性を組織内に周知する。この品質保証活動には、安全文化を醸成する活動を行う仕組みを含める。	左記のとおり 事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
 品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。 (1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。 	 (1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)。 (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。 	(ページ 添 2-7)	
(保安品質目標) 第7条 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。 ・ 実施事項 ・ 必要な資源 ・ 責任者 ・ 実施事項の完了時期 ・ 結果の評価方法 2. 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。) 3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。	(2) 保安品質目標 (1) 社長は、ハ.(ト)に定める管理責任者を通じて、部門において、保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を定めさせる。保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・ 実施事項 ・ 必要な資源 ・ 責任者 ・ 実施事項の完了時期 ・ 結果の評価方法 (2) 社長は、ハ.(ト)に定める管理責任者を通じて、保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとさせる。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 設備管理部、燃料製造部、品質保証部、業務管理部及び環境安全部の各部長は、品質方針に基づき品質目標を作成し、所長はその内容が妥当であることを確認する。 個々の業務における品質保証活動は、業務に対する要求事項を満足するように定めた品質目標に基づき、各部長が責任をもって実施し、必要な記録を残すことにより品質マネジメントシステムの効果的運用に努める。 (ページ 添 2-7)	左記のとおり 事業許可に記載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。
(保安品質マネジメントシステムの計画) 第7条の2 社長は、保安品質マネジメントシステムが第 4 条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。 2. 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。) (2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 (3) 資源の利用可能性 (4) 責任及び権限の割当て	 (本) 保安品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが「ロ.(イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (i) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。) (ii) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持(iii) 資源の利用可能性(iw)責任及び権限の割当て 		左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と 齟齬はない。
(責任及び権限) 第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行でき	(A) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保 安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の 業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるよ うにする。		左記のとおり 事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
<u>る仕組みをいう。)</u>			
(保安品質マネジメントシステム管理責任者) (保安品質マネジメントシステム管理責任者)	(ト) 保安品質マネジメントシステム管理責任者	_	左記のとおり
第7条の4 社長は、所長及び品質・安全管理室長に管理責任者として、次に掲げ	社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者(以下「管理表においい。)なたは、かに相ばる世際に係る表に兄び始によって		事業許可に記
る業務に係る責任及び権限を与える。 (1) ポッキスが独立され、実体されてよりました。この実践性が維持さ	理責任者」という。)を定め、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されて		載があり、保安 規定の記載と
(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	(1) プロセスが確立され、夫虺されるとともに、その夫別生が維持されているようにすること。		規定の記載と
(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性	(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性につ		図肛園目(1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
について社長に報告すること。	いて社長に報告すること。		
(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安	(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の		
全の確保についての認識が向上するようにすること。	確保についての認識が向上するようにすること。		
(4) 関係法令を遵守すること。	(4) 関係法令を遵守すること。		
(管理者)	(升) 管理者	_	左記のとおり
第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」		事業許可に記
条及び第17条に示す各部長及び各グループ長(以下「管理者」という。)	という。)を定め、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限		載があり、保安
に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。(「管	を与える。		規定の記載と
理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限	(i) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効		齟齬はない。
を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセ	性が維持されているようにすること。		
スを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この	(ii) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにす		
場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要	ること。		
<u>がある。)</u>	(iii) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		
(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効	(iv) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		
性が維持されているようにすること。	(v) 関係法令を遵守すること。		
(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする	(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のための		
	リーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		
(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	(i) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業		
(4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	務の実施状況を監視測定すること。		
(5) 関係法令を遵守すること。	(ii) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安		
2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	全への取組を積極的に行えるようにすること。 (iii)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する		
(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業	要員に確実に伝達すること。		
新の実施状況を監視測定すること。 ※	(iv) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとと		
(2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安	もに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行		
全への取組を積極的に行えるようにすること。	えるようにすること。		
(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要	(v) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする		
員に確実に伝達すること。	٢٤.		
(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるととも	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱		
に、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行える	点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ		
ようにすること。	定められた間隔で行う。		
(5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにするこ			
<u> と。</u>			
3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化について			
の弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらか			
じめ定められた間隔で行う。(「あらかじめ定められた間隔」とは、保			
安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のため			
に保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジ			
メントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(11) 如然の中却の住却の仁字		+ = 0 1 4 h
(組織の内部の情報の伝達) 第7条の6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されてい	(リ) 組織の内部の情報の伝達	_	左記のとおり 事業許可に記
<u>第7条の6</u> 住長は、組織の内部の情報が週切に伝達される任組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関す	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されている ようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情		事業計可に記載があり、保安
るようにするとともに、保女師真マインメントシステムの美別性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるように	よりにするとともに、保女前員マインメントン人ケムの美別性に関する情報が確実に伝達されるようにする。		戦かめり、保女 規定の記載と
する。(「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達	TIX//-TIEグで10/20でも ノベーソ る。		競走の記載と
される」とは、例えば、第8条に規定する保安品質マネジメントシステ			岡田岡日 (み / み √ 。
ムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメ			
ントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをい			
) ₀)			
(マネジメントレビュー)	(ヌ) マネジメントレビュー	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書	左記のとおり
		The state of the s	

	保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
第8条	社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)として、年1回以上保安委員会を開催する。	社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、 改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質 マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、 あらかじめ定められた間隔で行う。	 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 社長は、品質保証活動の有効性を継続的に改善することに関する責任と権 限を有し、品質保証活動に係る品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、マネジメントレビューとして、年1回以上マネジメントレビュー会議(保安委員会)を開催する。品質・安全管理室長はマネジメントレビュー会議(保安委員会)の事務局として、資料のとりまとめ、会議の進行、マネジメントレビュー結果の記録等を行う。マネジメントレビューでは、管理責任者は、品質目標の実施状況及び内部監査計画・結果他を報告し、社長は、それをレビューし、品質保証活動の有効性を継続的に改善する。 	
()	25 12 1 2 25 Da III 2 25 Hr 40)	(1) 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	(ページ 添 2-7)	4 = 0 1 10 10
(第 9 条	 ジメントレビューに用いる情報) 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。 (1) 保安内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。) (3) プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Q9001(以下「JISQ9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。) (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)。) (5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況(信) 保全な安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合をが定に是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) 進前の保安委員会の結果を受けて講じた措置(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更111 部門又は要員(管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。)からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性 	(#) マネジメントレビューに用いる情報管理責任者は、マネジメントレビューにおいて、次に掲げる情報を報告する。 (1) 保安内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。) (3) プロセスの運用状況 (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果 (5) 保安品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11) 部門又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のための講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性		左記書載規のと可以はない。と可以はない。
(マネ 第10条	ジメントレビュー <u>の結果を受けて行う措置</u>)	(3) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。 (i) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (ii) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 (iii) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		左記のとおり 事業許可に記載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
(3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) (5) 関係法令の遵守に関する改善 2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。 3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。 第3節 資源の管理 (資源の確保) 第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長に明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを	(iv) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) (v) 関係法令の遵守に関する改善 (2) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。 - 資源の管理 (イ) 資源の確保 保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	——————————————————————————————————————	左記のとおり 事業許可に保安 規定の記載 観齬はない。
明確にし、それを定めていることをいう。) (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系(JISQ90	(4) その他必要な資源 (ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練	_	左記のとおり
第10条の3 所長又は各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 (2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。 (3) 前号の措置の実効性を評価すること。 (4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。 - 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 - 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 - 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 - 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	(1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 (2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (i) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 (ii) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。 (iii) 前号の措置の実効性を評価すること。 (iv) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献(b) 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性(v) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施		事業許可に記載があり、保安規定の記載と離離はない。
第4旬 個別業務に関する計画の最足及い個別業務の美地 (個別業務に必要なプロセスの計画) 第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)として別表 19 に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び	(イ) 個別業務に関する計画の東定及び個別業務の美胞 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 当社の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動 は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC 4111-2009)」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続	左記のとおり 事業許可に記載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項		的に改善する。	
を含める。			
(<u>1)</u> 加工施設の操作		(ページ 添 2-7)	
(<u>2)</u> 放射線管理			
(3) 加工施設の施設管理			
<u>(4)</u> 核燃料物質の管理			
(5) 放射性廃棄物管理			
(6) 非常時の措置	(2) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務		
<u>(7)</u> 定期評価	以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変		
2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別	更する場合の整合性を含む。)を確保する。		
業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画	(3) 保安に係る組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」とい		
を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	う。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ		
3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」	得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当た		
という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が	り、次に掲げる事項を明確にする。		
生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに	(i) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変		
当たり、次に掲げる事項を明確にする。	更により起こり得る結果		
(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更	(ii) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事		
により起こり得る結果 (a) 機関第五は個別業務に核え根常見無日標系が個別業務第四章車項	項		
(2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項	(iii) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント		
(3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源	文書及び資源		
(4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれら の個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合	(iv) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれ		
<u>の個別業務等要求事項への適合性を利定するための基準(以下「合</u> 否判定基準」という。)	らの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以		
(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個	下「合否判定基準」という。)		
別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	(v) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が		
4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作	個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記		
業方法に適したものとする。	録		
大力はに通じたりがとする。	(4) 保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法		
	に適したものとする。		
(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(中) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項		左記のとおり
第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11	保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に		事業許可に記
条第1項の文書の管理に関する「文書及び記録の管理基準」 <u>及び関連標</u>	定める。		載があり、保安
<u>準において、明確に</u> 定める。	(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に		規定の記載と
(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務	必要な要求事項		齟齬はない。
<u>に必要な要求事項</u>	(2) 関係法令		
(2) 関係法令 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求	(3) 上記(1)及び(2)のほか、保安に係る組織が必要とする要求事項		
(3) (1)及い(2)に拘りるもののはか、休女に係る組織が必要とする要求 事項			
<u>事場</u> (個別業務等要求事項の審査)	(ハ) 個別業務等要求事項の審査	_	左記のとおり
(<u>個別業務等要求事項の審査</u>) 第11条の3 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじ	(1) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらか		事業許可に記
め、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる又は自ら実施する。	じめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		載があり、保安
2. 担当部長は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を要	(2) 保安に係る組織は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を		規定の記載と
量に確認させる又は自ら確認する。	確認する。		齟齬はない。
(1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	(i)当該個別業務等要求事項が定められていること。		MTD110.00
(2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要	(ii) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等		
求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されているこ	要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されて		
٤.	いること。		
(3) 担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適	(iii) 保安に係る組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項		
合するための能力を有していること。	に適合するための能力を有していること。		
3. 担当部長は、第1項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づ	(3) 保安に係る組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づ		
き講じた措置に係る記録を要員に作成させ又は自ら作成し、これを管	き講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		
<u>理する。</u>			
4. 担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関	(4) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、		
連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変	関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し		
更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		
(組織の外部の者との情報の伝達等)	(二) 組織の外部の者との情報の伝達等	_	左記のとおり

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
第11条の4 所長は、第11条第1項文書の管理に関する基準及び関連標準にお	保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の		事業許可に記
いて、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の	者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施		載があり、保安
伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部	する。この方法には、次の事項を含む。		規定の記載と
長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。	・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方		齟齬はない。
・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	法		
・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連	・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な		
<u>絡方法</u>	連絡方法		
・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提	・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に		
<u>供する方法</u>	提供する方法		
・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、	・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握		
意思決定において適切に考慮する方法	し、意思決定において適切に考慮する方法		
(設計・開発 <u>計画</u>)	(ホ) 設計・開発計画	_	左記のとおり
第12条 設備管理部長は、 <u>第12条の2から第12条の7に記載する事項を定</u>	(1) 保安に係る組織は、設計・開発(専ら加工施設において用いるための設		事業許可に記
<u>めた</u> 設計・開発 <u>管理</u> に関 <u>する</u> 「補修及び改造基準」を定める。担当部長	計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設		載があり、保安
はその基準に従って、設計・開発(専ら加工施設において用いるための	計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発		規定の記載と
設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設	については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。)		齟齬はない。
計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発に	の計画(以下「設計・開発計画」という。)を策定するとともに、設計・		
ついては、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。)	開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事		
の計画(以下「設計・開発計画」という。)を策定するとともに、設計・	象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。		
開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象			
の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。	(2) 保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を		
2. 担当部長は、前項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、	明確にする。		
次に掲げる事項を明確にする。	(i) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度		
(1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度	(ii) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の		
(2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の	方法並びに管理体制		
方法並びに管理体制	(iii) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限		
(3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限	(iv) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源		
(4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源			
3. 担当部長は、第1項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並び	(3) 保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明		
に責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・	確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者		
開発に関与する各者間の連絡を管理する。	間の連絡を管理する。		
4. 担当部長は、第1項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、	(4) 保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画を、設		
設計・開発の進行に応じて適切に変更する。	計・開発の進行に応じて適切に変更する。		
(設計・開発に用いる情報)	(^) 設計・開発に用いる情報		左記のとおり
第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報で	(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報		事業許可に記
あって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録	であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る		載があり、保安
を作成し、これを管理する。	記録を作成し、これを管理する。		規定の記載と
(1) 機能及び性能に係る要求事項	(i)機能及び性能に係る要求事項		齟齬はない。
(2) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・	(ii) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設		давито ост
開発に用いる情報として適用可能なもの	計・開発に用いる情報として適用可能なもの		
(3) 関係法令	(iii) 関係法令		
(4) その他設計・開発に必要な要求事項	(iv) その他設計・開発に必要な要求事項		
2. 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価	(2) 保安に係る組織は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評		
し、承認する。	価し、承認する。		
(設計・開発の結果に係る情報)	(ト) 設計・開発の結果に係る情報		左記のとおり
第12条の3 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた	(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用い		事業許可に記し
情報と対比して検証することができる形式により管理する。(「設計開発	た情報と対比して検証することができる形式により管理する。		載があり、保安
の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをい			規定の記載と
う。)	(2) 保安に係る組織は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、		齟齬はない。
2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あ	あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。		岡口岡口 (み / み V · ○
らかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。	のとうな C v 2 T HV BY B I NIT J C v 2 MI TV (C N) の 1月 HV で なかあり 1 の 0		
3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適	(3) 保安に係る組織は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に		
3. 担当部女は、 <u>設計・開発の結果に係る情報を、</u> 次に掲げる事項に適合するものとする。	適合するものとする。		
<u>(1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u>	(i) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであるこ		
(1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提	(1) 成計・開光に係る個別未紛寺安水事項に週日するものとめること。		
	(ii)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を		
<u>供するものであること(設計・開発の結果として、</u> 施設及び設備の	(4) 炯珪、液命寺が使用及び凹別未務の夫虺のために週別な情報を		

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年 <u>劣</u> 化の観点か	提供するものであること。		
ら、保全において留意すべき事項を抽出し、記録 <u>し、第62条の6に</u>	(iii) 合否判定基準を含むものであること。		
<u>規定する保全計画に反映して</u> 保全を実施するため、その記録を維持	(iv) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の		
することを含む。)。	特性が明確であること。		
(3) 合否判定基準を含むものであること。	101337 75194 107 0 = 00		
(4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特			
性が明確であること。			
(設計・開発レビュー)	(チ) 設計・開発レビュー		左記のとおり
第12条の4 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に	(1) 保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計		事業許可に記
従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発	画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・		載があり、保安
			規定の記載と
レビュー」という。)を実施する。	開発レビュー」という。)を実施する。		
(1) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価	(i) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評		齟齬はない。
<u>すること。</u>	価すること。		
(2) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確	(ii) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確		
にし、必要な措置を提案すること。	にし、必要な措置を提案すること。		
2. 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対	(2) 保安に係る組織は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの		
象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・	対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設		
開発に係る専門家を参加させる。	計・開発に係る専門家を参加させる。		
3. 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発	(3) 保安に係る組織は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開		
レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理	発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管		
<u>する。</u>	理する。		
(設計・開発 <mark>の検証</mark>)	(リ) 設計・開発の検証	_	左記のとおり
第12条の5 担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合してい	(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合して		事業許可に記
る状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する(設	いる状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する		載があり、保安
計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・	(設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該		規定の記載と
開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。)。	設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含		齟齬はない。
2. 担当部長は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき	む。)。		
講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 保安に係る組織は、設計・開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果		
3. 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に第1項の検	に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		
証をさせる。	(3) 保安に係る組織は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に設計・開		
	発の検証をさせる。		
(設計・開発の妥当性確認)	(ス) 設計・開発の妥当性確認	_	左記のとおり
第12条の6 担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を	(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性		事業許可に記
確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確	を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当		載があり、保安
認(以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。)を実施す	性確認(以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。)を実		規定の記載と
る(機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができ	施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない		齟齬はない。
ない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当	場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性		MπM142.24 0
性確認を行うことを含む。)。	確認を行うことを含む。)。		
2. 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじ	(2) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらか		
め、設計・開発妥当性確認を完了する。	じめ、設計・開発妥当性確認を完了する。		
3. 担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開	(3) 保安に係る組織は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・		
発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを	開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これ		
一	が元女当に確認が相来に至っる時でに相直に成る記録をFP及び、これで を管理する。		
(設計・開発の変更の管理)	(ル) 設計・開発の変更の管理		左記のとおり
第12条の7 担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更	(1) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変	-	事業許可に記
の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記	更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係しておけない。		載があり、保安 規定の記載と
録を作成し、これを管理する。	る記録を作成し、これを管理する。		
2. 担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、	(2) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審		齟齬はない。
検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。 (2) (日本に係ると思想) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
3. 担当部長は、前項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に	(3) 保安に係る組織は、(2)の審査において、設計・開発の変更が加工施設		
及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影	に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす		
響の評価を含む。 <u>)</u> を行う。	影響の評価を含む。)を行う。		
4. 担当部長は、第2項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及び	(4) 保安に係る組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及び		
<u>その結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u>	その結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		
(調達 <u>プロセス</u>)	(ヲ) 調達プロセス	<u> </u>	左記のとおり

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
第12条の8 業務管理部長は、第12条の9から第12条の10に記載する事項を	(1) 保安に係る組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」とい		事業許可に記
<u>定めた</u> 調達 <u>管理</u> に関 <u>する</u> 「調達管理基準」を定める。担当部長及び担当	う。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等		載があり、保安
グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する	要求事項」という。)に適合するようにする。		規定の記載と
物品 <u>又は</u> 役務(以下「調達 <mark>物品等</mark> 」という。) <u>が、自ら規定する調達物</u>			齟齬はない。
品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合す			
<u>るようにする。</u>			
2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達	(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及		
物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力	び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組		
量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範	織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネ		
囲を保安文書に明確に定めることを含む。) を定める。この場合におい	ジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合におい		
て、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な	て、一般産業用工業品については、(3)の評価に必要な情報を調達物品		
情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合して	等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事		
いることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を	項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定		
定める。(「管理の方法」とは、調達物品等が調達品等要求事項に適合	める。		
していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の			
<u>妥当性確認等の方法)をいう。)</u>			
・ 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から			
<u>入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</u>	(3) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する		
・ 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等	能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。		
に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わ			
せること。	(4) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基		
3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達 物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選	準を定める。		
物面等を供給する能力を依拠として <u>調達物面等の</u> 供給有を計画し、選定する。			
程	(5) 保安に係る組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づ		
定に係る判定基準を定める。	き講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		
5. 担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当	(a) IT the company to the company of		
該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理す	(6) 保安に係る組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画にお		
S.	いて、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後にお		
6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、	けるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係る ものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するた		
個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物	ものに限る。70以待及い当該情報を他の原子力事業有等と共有するた めに必要な措置に関する事項を含む。)を定める。		
品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報 (加工	のに必要は旧画に関する事気を百七。)を定める。		
施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業			
者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。			
(調達 <u>物品等要求事項</u>)	(7) 調達物品等要求事項	_	左記のとおり
第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に	(1) 保安に係る組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等		事業許可に記
掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	要求事項のうち、該当するものを含める。		載があり、保安
(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	(i) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		規定の記載と
(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	(ii) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		齟齬はない。
(3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求	(iii) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要		
事項	求事項		
(4) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)	(iv) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含		
<u>及び処理に係る要求事項</u> (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するた	む。)及び処理に係る要求事項 (v)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持する		
(a) 調達物品等の供給者が健生な安生文化を自成し、及び維持するだめに必要な要求事項	(V) 調達物品等の供給有が健生な安生文化を育成し、及の維持する ために必要な要求事項		
(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な	(vi) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要		
である。 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たりでの計画に必要な 要求事項	な要求事項		
(7) その他調達物品等に必要な要求事項	(vii) その他調達物品等に必要な要求事項		
2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、担当	(2) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達		
部長及び担当グループ長が調達物品等の供給者の工場等において使用	物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業		
前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員	務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに		
による当該工場等への立入りに関することを含める。(「その他の個別	関することを含める。		
業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び	(3) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情		
妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行う	報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当		
<u>ことをいう。)</u>	性を確認する。		
3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に <u>対し調達物</u>	(4) 保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給		

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等	者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出さ		
要求事項の妥当性 <u>を確認する。</u>	せる。		
4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、			
調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録			
した文書を提出させる。			
(調達物品等の検証)	(カ) 調達物品等の検証	-	左記のとおり
第12条の10 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事	(1) 保安に係る組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合している		事業許可に記
項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施す	ようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		載があり、保安
3°			規定の記載と
2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等にお	(2) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等		齟齬はない。
<u>いて調達物品等の</u> 検証を実施すること <u>と</u> した <u>ときは</u> 、 <u>当該</u> 検証の <u>実施</u>	の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物		
要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について	品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求		
調達物品等要求事項の中で明確に定める。	事項の中で明確に定める。		
(個別業務の管理)	(3) 個別業務の管理	_	左記のとおり
第12条の11 担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項	保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項		事業許可に記
(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。) に	(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合		載があり、保安
適合するように実施する。	するように実施する。		規定の記載と
(1) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器	(1) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又		齟齬はない。
等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個	は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務		四世間114分、分 4 0
別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制に	の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。		
あること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		
(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		
(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使		
(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備	用していること。		
を使用していること。	(5) 「へ.(コプロセスの監視測定」の規定に基づき監視測定を実施してい		
(5) 第13条の2の規定に基づき監視測定を実施していること。	ること。		
(6) 本章の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行	(6) 本品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの		
っていること。	本認を行っていること。 本認を行っていること。		
			+ = 0 1. 4. h
(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(タ) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	-	左記のとおり
第12条の12 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降	(1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降		事業許可に記載があり、保安
の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個	の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合		製があり、保女 規定の記載と
別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を	(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合なるよう) なないでは、 変化性 神神 またる		
含む。)においては、妥当性確認を行う。	合を含む。)においては、妥当性確認を行う。		齟齬はない。
2. 担当部長は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得るこ	(2) 保安に係る組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得る		
とができることを、同項の妥当性確認によって実証する。	ことができることを、同項の妥当性確認によって実証する。		
3. 担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、	(3) 保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成		
これを管理する。	し、これを管理する。		
4. 担当部長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、	(4) 保安に係る組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、		
次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められる) ************************************	次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められる		
ものを除く。)を明確にする。	ものを除く。)を明確にする。		
(1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	(i) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		
(2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	(ii) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		
(3) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及	(iii) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及		
び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)		I . ⇒→
(識別管理)	(ル) 識別管理	-	左記のとおり
第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロ	保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロ		事業許可に記
セスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、	セスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、		載があり、保安
管理する。(「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤	管理する。		規定の記載と
操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札			齟齬はない。
の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別			
<u>することをいう。)</u>			
(トレーサビリティの確保)	(ソ) トレーサビリティの確保	-	左記のとおり
第12条の14 担当部長は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実	保安に係る組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実		事業許可に記
施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。) の確保が個別	施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務		載があり、保安
業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、	等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを		規定の記載と

第1980日 からともに、国籍記録を得事する。	離話にない。 を事業が定断に業が定断に業が定断に業が定断に業が定断に業が定断に業が定断に業が定断に
 ・ 大学を見てし、記憶を作成し、これを管理する。(報慮の外名の表の	事業が定はの許り記なと可、保載、おに保載、おに保載、おに保載、おに保載、おに保載、おに保載があのはの許り記なと可、記して保載、おに保載、おに保載、おに保載との許り記すと
(法、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (組織の外面の著の	載があり、保安と が定はない。 を事業が定はの許り、記いと可、保載、 を事業がに保報、 を主業があのなと可、、報にの許り、記して、保載、 を主業があり、記して、保報、 を主業があり、記して、保載、 を主業があり、記して、保載、 を対して、は、 を対して、は、 を対して、は、 を対して、 をがして、 をがし、 をがし、 をがし、 をがして をがし、 をがして、 をがし、 をがして、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし
	規 規 が に に に に に に に に に に に に
(通) 独国	離虧はない。 を可能はの許り、記なと可り、記なと可り、記なと可り、記なと可り、記ないと可り、記に保載い。おに保載が定いますが、記していまが、記していません。
 第12条の16 担当部長は、担当部長及び担当タルーマ長が護達した物品が使用。 資力とでの間、当該物品を選連物は等変末事度に適合するように管理 (議別表示、取扱い、公装、保管 (透別表示、取扱い、公装、保管 (透別表示、取扱い、公装、保管 及び経費を含む。する。 (整限測定のための設備の管理) 第12条の17 担当部長は、接着等又は頻別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定のための設備の開催に変める。 2. 担当部長は、接着等又は規別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定のための設備を明確に変める。 2. 担当部長は、接着等又は規別を放び当該監視測定のための設備を明確に変める。 2. 担当部長は、最初定の指表の変当性を経体するためた。 監認測定のための設備を明確に変める。 (1) 監視測定の社会の変当性を経体するためた。 監認測定のためる機能は、前項の監視測定といて、実施可能であり、かつ、当該監視測定に基づき産がたる基本等はを経体するものとする。 (1) 第1条の規定に基づき産がたる基本に基づに関係で、又は使用の前 前に、計量の関係とは当びされていること。 (1) 第1条の規定に基づき産がたる基本に基づに関係で、又は使用の前 に、計量の推議をはでされていること。 (2) 校正の実施者が理能でなされていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視前の定法を整備したとなると、議別されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、提供及び学化から保護されていること。 (6) 取扱い機能が同じめの設備に係る要求事項への不適合が判別をなどまれていること。 (7) 取扱い、維持及び学化から保護されていること。 (8) に対し対しが対しが対していること。 (9) 校正のは機能が可なされていること。 (10) をは対しがが対していること。 (11) をは対しが対している。 (22) 校正のは機能が立ていること。 (33) 所要の調整を経過でのよめ、機能といるとの表情が必要が対している。 (44) をは対しに対しては、経前のと対しているとの表情を必要を対しまれている。 (55) 取扱い、維持及び学化から保護されていること。 (56) 取扱い、活動のといるとの表情を必要とないといるとの表情を必要とないといるとの表情を必要とないといるとの表情を必要とないといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	左事載規 超三 を可り、記なと可り、記が と可り、記がと可り、記が を可り、記がと可り、記が が定 が定 がに保載い。おに保載 が定 が定 が定 がに の許めの がに のいい のいい がに のいい のいい のいい のいい のいい のいい のいい のい
# 1 2 条 の 1 6 - 刊 当島長は、担当島長及び出当ケーマ長が調査した始高が使用。	事業があの記して、職主のでは、職に、民報とのいいでは、おいいおに、保報を対して、対して、対して、のいい、対に、保報を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、
立れるまでの間、当該地島を確定性温管である。 (歴刊度のための設備の管理) (作) 理師氏は、機器等又は個別業務の個別業務の優別業務の優別業務の優別業務の優別業務の優別業務の優別業務の優別業務の優	載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。 左記のとおり 事業許可に保安 規定の記載と
(監視制定のための設備の管理) 第12条の17 担当部長は、機器等又は側別業務で側別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視制定及び当該監視制定であるの設備を引催に定める。 2. 担当部長は、前項の監視制定とび当該監視制度とのための設備を引催に定める。 3. 担当部長は、前項の監視制定とのとれた方法で実動する。 3. 担当部長は、前項の監視制定とのとれた方法で実動する。 3. 担当部長は、前項の監視制で事項に通合するものとする。 (1) 第11条の規定に係る変求事項と整合性のとれた方法で実動する。 3. 担当部長は、東援制定の結果の姿当性を確保するものとする。 (1) 第11条の規定に素づきがよめた各基準に基づく関係で、又は使用の前に、計量の標準まで制定が多ましていること。 (2) 検定に必要な設備を、次に制力を事項に通合するものとする。 (3) 所要の調整がなきれていること。 (4) 所要の調整がなきれていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の関、損傷及び劣化から保護されていること。 (6) 取扱い、維持及び保管の関、損傷及び劣化から保護されていること。 (7) 財政い、維持及び保管の関、損傷及び劣化から保護されていること。 (8) 財政の課題がなきれていること。 (9) 取扱の、無理力の保管の制度の発展を表の表している。 (1) おりかいの定められた関係で、又は使用の前に、計量の標準まで、はついて記録する方法)によりたのよう方法(とは対したいる)と、(1) ありかいの定義を対していること。 (2) 取扱い、維持及び保管の関、損傷及び劣化から保護されていること。 (3) 財政の調整がなされていること。 (4) 財政の課題がなされていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の関、損傷及び劣化から保護されている。と、(1) 財政の結果の素の数子する機体がら保護されていること。 (2) 取扱い、維持及び保管の関、損傷及び劣化から保護されている。と、(2) 取扱い、維持及び保管の関、損傷及び劣化から保護されている。と、(2) 取扱い、維持及び保管の関、損傷及び劣化から保護されている。と、(3) 財政の計算を受けた保護等の計算を受けた保護等の設備と、対理の制定の表のの設備及び同間の設備のの設備の発展の必要性を評価し、これを記録する。 (5) 保証に認可を課題での表のの設備及び同間を経過での表のの設備及び同間を影響を受けた保護等文は問別業務について、当該監視測定のための設備と対理の対理の対理を対すないまのの設備及が同間を対理の対理の対理の対理の対理の対理の対理の対理の対理の対理の対理を対理の対理を対理の対理を対理の対理を対理の対理を対理の対理を対理の対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対	規定の記載と 齟齬はない。 左記のとおり 事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と
(監視測定のための設備の管理) 第12条の17 担当態長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定反の当該監視測定をあるの設備を明確に定める。 2. 担当服長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性の大比で方法で実施する。 3. 担当服長は、監視測定の能表の変生等な企業性であためたと、監視測定のための設備を明確に定める。 (1) 第11条の製定に係る建設を登出を強化するために、監視測定のためを関係を対して、変更の表し、(2) 保なに係る組織は、無限測定の結果の要当性を確化するために、監視測定のためた必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第11条の製定に係るを変かを各基単生を3付間係で、又は使用ののに、計量の標準まで適勝することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合に必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (2) 校正の状態が明確になるよう。議別されていること。 (3) 所要の運動がなされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) かたかたない機能といいて部分する対象により校正又は検証が成まれていること。 (6) 承抜い、維持及び完全の対してものと概されていること。 (7) 数が、明確になるよう、識別されていること。 (8) 所要の調整がなされていること。 (9) を認測をの結果を無効とする操作から保護されていること。 (1) 検証の状態が明確になるよう、識別といいておまする方法とでいる。 (1) 検証の状態が明確になるよう、識別といいであまする方法といている。 (2) 保定に係る組織は、監視測定のための設備の開業務等要求事項へのおよい場では、対象に関連を持て、機能し、可能が表しましまでは、対象に関連を表していること。 (3) 保定に係る組織は、前別の場合においていること。 (4) 保定に係る組織は、監視測定のための設備を呼随に定める。 (4) 保定に係る組織は、解し測定のための設備に係る要求事項へのが適合が判別した場合とおいては、技能の関連を参えまな、(3) 体に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に	離齬はない。 左記のとおり 事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と
## 1 2 条の 1 7 担当部長は、機器等文は劇別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定反び当該監視測定のための設備を明確に変める。 2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かの、当該監視測定に係る要求事項を除住かられた方法で実施する。 3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のための定備と表したが表している。 (1) 第 11 条の規定に基づきかかた各事に基づけのとれた方法で実施する。 3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第 11 条の規定に基づきかかた各事に基づけのとしまします。 が存在しない場合にあっては、校正又は検証がたまれていること。 (2) 校正の状態が開催になるよう、強別されていること。 (3) 所要の調整が会まれていること。 (4) 監視測定の結果を集効とする機作から保護されていること。 (5) 所要の調整が企まれているとと。 (6) 監視測定の結果を集効とする機作がの最後表しれていること。 (7) 取りまた、後前の監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明にた場合においては、後前の監視測定のおよりを決定されていること。 (8) 所要の調整がなまれていること。 (9) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (10) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (11) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (12) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (13) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (14) 監視測定の結果を無効とする機作がら保護されていること。 (15) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (16) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (17) 校正の状態が開催になるよう。 識別されていること。 (18) 校正の状態が開催になるよう。 識別されていること。 (19) を正の状態が開催になるよう。 識別されていること。 (10) を正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (11) 校正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (12) 校正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (13) 校正の対態がなられていること。 (14) 監視測定の結果を無効とする機能は、影視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判別となる経験する。 (15) 校正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (16) 校正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (17) でに対していると、 (18) が正の対態がなられていること。 (19) でにの状態が関値になるよう、識別されていること。 (19) を正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (10) でにの状態が成別にあるように対していること。 (10) でにの状態が成別にのけるなどになるよう、識別されていること。 (11) でにの状態が変しないているとと。 (12) でにの状態が変しないているとと。 (13) でにの状態が変しないているとと。 (14) を記述が変しないているとと。 (15) でにの状態が変しないているとと。 (16) でにの状態が変しないているとと。 (17) でにの状態が変しないているとと。 (18) でにの状態が変しないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	左記のとおり 事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と
## 1 2 条の 1 7 担当部長は、機器等文は劇別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定反び当該監視測定のための設備を明確に変める。 2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かの、当該監視測定に係る要求事項を除住かられた方法で実施する。 3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のための定備と表したが表している。 (1) 第 11 条の規定に基づきかかた各事に基づけのとれた方法で実施する。 3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第 11 条の規定に基づきかかた各事に基づけのとしまします。 が存在しない場合にあっては、校正又は検証がたまれていること。 (2) 校正の状態が開催になるよう、強別されていること。 (3) 所要の調整が会まれていること。 (4) 監視測定の結果を集効とする機作から保護されていること。 (5) 所要の調整が企まれているとと。 (6) 監視測定の結果を集効とする機作がの最後表しれていること。 (7) 取りまた、後前の監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明にた場合においては、後前の監視測定のおよりを決定されていること。 (8) 所要の調整がなまれていること。 (9) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (10) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (11) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (12) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (13) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (14) 監視測定の結果を無効とする機作がら保護されていること。 (15) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (16) 校正の状態が開催になるよう、識別されていること。 (17) 校正の状態が開催になるよう。 識別されていること。 (18) 校正の状態が開催になるよう。 識別されていること。 (19) を正の状態が開催になるよう。 識別されていること。 (10) を正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (11) 校正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (12) 校正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (13) 校正の対態がなられていること。 (14) 監視測定の結果を無効とする機能は、影視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判別となる経験する。 (15) 校正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (16) 校正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (17) でに対していると、 (18) が正の対態がなられていること。 (19) でにの状態が関値になるよう、識別されていること。 (19) を正の状態が関値になるよう、識別されていること。 (10) でにの状態が成別にあるように対していること。 (10) でにの状態が成別にのけるなどになるよう、識別されていること。 (11) でにの状態が変しないているとと。 (12) でにの状態が変しないているとと。 (13) でにの状態が変しないているとと。 (14) を記述が変しないているとと。 (15) でにの状態が変しないているとと。 (16) でにの状態が変しないているとと。 (17) でにの状態が変しないているとと。 (18) でにの状態が変しないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と
性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のためて要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第 11 条の規定に基づき定めた各基準に基づく関隔で、又は使用の前に、計量の標準まで通路することが可能な方法(当該計量の標準をが存在しない場合にあっては、校正又は検証が根準にあるよう。 強別されていること。 (2) 校正の状態が明確になるとよう。 強別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 性正の状態が明確になるとよう。 強別されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、環接及びダ化から保護されていること。 (6) 取扱い、維持及び保管のの必要性を発表の多当性を確保するために、監視測されていること。 (7) 数のは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	載があり、保安 規定の記載と
2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第 11 条の規定に展うき定めた各基準に基づく開展で、又は使用の前に、計量の標準まで適応よことが可能な方法(当該計量の標準をが存在しない場合にあっては、校正又は検証の模型について記録する方法)により校正又は検証があられていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視測定の結果を完めます。識別されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (6) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (7) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (8) 財政、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (9) 取扱の対象がなれていること。 (10) 所要の調整がなされていること。 (11) 所要の調整がなされていること。 (12) 放正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (13) 所要の調整がなされていること。 (14) 監視測定の結果を測定とは受けに検証がされましていること。 (15) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (16) 財政、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (17) 財扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (18) 所要の調整がはこれで、こと。 (19) 財扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (19) 財扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (19) 財扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (10) 財政・維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (11) 所要の調整がは、前項の場合において、道該監視測定のための設備と、なに限る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項、のの、監視測定のための設備と、なに限さ、監視測定のがより、対し、に対しに関係で、又は使用の前に、対し、対しに対しに対しに対し、対しに対しが定し、対し、対しに対しが定し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し	規定の記載と
 2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 3. 担当部長は、監視測定の結果の受き性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第 11 条の規定に基づき定めた各基準に進去づき面所で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう、議別されていること。 (3) 原要の調整がなされている。 (4) 監視測定の結果の要と対しまりを受け、対していること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び多化から保護されていること。 (6) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び多化から保護されている。と。 (7) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び多化から保護されていること。 (8) 以下の監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定のおめの設備及び同項の不適合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切が同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切が同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切が同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切が同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切が同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切が同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切が同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切 	
該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 3. 担当部長は、監視測定の結果を妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、旅に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第 11 条の規定に基づき定めた各基準に基づく問隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (6) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (7) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (8) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (9) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (1) 水正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (2) (2) 収証の結果を無効とする操作から保護されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 保実に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (4) 保実に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 保安に係る組織は、前項の場合において、道談監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適	齟齬はない。
3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定 のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第 11 条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の 前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準 が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) 取扱い、維粹及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (6) 取扱い、維粹及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (7) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (8) 所要の調整がなされていること。 (9) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (10) 校正又は検証がなされていること。 (11) 所要の調整がなされていること。 (12) でのための設備とび会が保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (13) 所要の調整がなされていること。 (14) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (15) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (16) を記機力においては、従前の監視測定のための設備とび会が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (16) 保安に係る組織は、監視測定のための設備果の妥当性を評価し、これを記録する。 (17) には別測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (18) ないに、監視測定のための設備とびる関項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適	
のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 第 11 条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで適断することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の接拠について記録する方法)により核正の状態が明確になるよう、該別されていること。 (1) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで道跡することが可能な方法(当該計量の標準を存在しない場合にあっては、校正又は検証がなされていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう、該別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (ii) 校正の状態が明確になるよう、該別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (ii) 所要の調整がなされていること。 (iii) 所要の調整がなされていること。 (b) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 と。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 と。 (ii) 所要の監禁がなされていること。 (iv) 監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (4) 保安に係る超離は、監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 あたりといて、当該監視測定のための設備といるのでは、対しないでは、発達されていること。 (iii) 所要のは、機能のは、監視測定のための設備といるのでは、は、監視測定のための設備といるのでは、は、監視測定のための設備といるのでは、は、監視測定のための設備といるのでは、とのには、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、	
 (1) 第11条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準準が存在しない場合が存在しない場合にあっては、校正又は検証がなされていること。方法)により校正又は検証がなされていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) 取抜い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切 (i) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準でもい場合にあっては、校正又は検証がなされていること。 (ii) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (iii) 所要の調整がなされていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 保安に係る組織は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切 	
前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準 が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により る方法)により校正又は検証がなされていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (6) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (7) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (8) 所要の調整がなされていること。 (9) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (1) 校正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (1) 校正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (1) 校正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (6) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (7) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (8) を正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (9) を正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (1) 校正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (1) 校正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (1) 校正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (1) 校正の状態が明確になるよう。識別されていること。 (2) を監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (4) 保持ので解されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判別した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 保安に係る組織は、監視測定のための設備とでは対しな対しによるに対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対	
 が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)によりを正又は検証の根拠について記録する方法)により校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (3) 所要の調整がなまれていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (6) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 セ。 4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切の表面により影響を受けた機器等と関いた機器等とは個別業務について、適切の場合において、適切の表面により影響を受けた機器等とは個別業務について、適切の表面により影響を受けた機器等と関いた機器等とは個別業務について、適切の同項の不適合により影響を受けた機器等とは個別業務について、適切の場合において、適切の不適合により影響を受けた機器等と関いた機器等とは個別業務について、適切の同項の不適合により影響を受けた機器等とは個別業務について、適力の表面により影響を受けた機器等とは個別業務について、適切の同項の不適合により影響を受けた機器等とは個別業務について、適力の表面により表面により表面により表面により表面により表面により表面により表面により	
る方法)により校正又は検証がなされていること。 校正又は検証がなされていること。 (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (ii) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (3) 所要の調整がなされていること。 (iii) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判した場合においては、従前の監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切で同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適力	
(ii) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (iii) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (iii) 所要の調整がなされていること。 (iii) 所要の調整がなされていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていることと。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていることと。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていることとのなど、対理など、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が対理など、対理など、対理など、対理など、対理など、対理など、対理など、対理など、	
(iii) 所要の調整がなされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 と。 4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判別した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切	
 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作がら保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び劣化から保護されていること。 (iv) 監視測定の法別を表している。 	
(v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切	
と。 4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判 明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切	
明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	
明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	
れを記録する。 これを記録する。 5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切 これを記録する。 (5) 保安に係る組織は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適	
5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び 同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切 (5) 保安に係る組織は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及 び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切	
- <u>同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切</u> び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適	
な措置を識じる。	
WHE CHI COU	
6. <u>担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を</u> (6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記	
<u>作成し、これを管理する。</u>	
<u>7. 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとした</u> (7) 保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することと	
<u>ときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが</u> したときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェ	
<u>意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u> アが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認す	
る。	
<u>第5節 評価及び改善</u> へ. 評価及び改善 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	_
(監視測定、分析、評価及び改善) (4) 監視測定、分析、評価及び改善 —	左記のとおり
第12条の18 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部 (1)保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取	事業許可に記
<u>長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改</u> り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該	載があり、保安
<u>善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、</u> 改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計	規定の記載と
<u>方針、方法等について検討するプロセスを含む。)の計画として第4条</u> 画し、実施する。	齟齬はない。
<u>の2に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又</u>	
<u>は自ら実施する。</u>	
<u>2. 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長</u> 要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構	
<u>は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を</u> 築する。	
容易に取得し、改善活動に用いることができる体制(電子メール、社	
<u>内イントラネットの利用を含む。)を構築する。</u>	
(組織の外部の者の意見) (ロ) 組織の外部の者の意見	
第12条の19 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部 (1)保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対す	
長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	左記のとおり 事業許可に記

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
の者の意見を把握する。	(2) 保安に係る組織は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法		規定の記載と
2. 担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明	を明確に定める。		齟齬はない。
確に定める。	•		
(保安内部監査)	(ハ) 保安内部監査	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書	左記のとおり
第13条 品質・安全管理室長は、保安品質マネジメントシステムについて、次	(1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げ	ハ、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項	事業許可に記
<u>に掲げる要件への</u> 適合性を確認するため <u>に</u> 、保安内部監査に関する「保	る要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あ	(二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動	載があり、保安
安内部監査基準」を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基づき、	らかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制に	品質・安全管理室長は、管理責任者として、実施部門と独立した立場で内部	規定の記載と
保安活動の重要度に応じて、年1回以上、客観的な評価を行う部門その	より保安内部監査を実施する。	監査を計画し、内部監査の詳細手順として、監査員の選定基準、監査の基準及	齟齬はない。
他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任し	(i) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	び方法等を定め、監査対象部門以外の監査員に年1 回以上の内部監査を実施	дария от о
た監査員により保安内部監査を実施させる。	(ii) 実効性のある実施及び実効性の維持	させ、監査の結果を社長へ報告する。また、品質・安全管理室長は、品質マネ	
(1) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調	
(2) 実効性のある実施及び実効性の維持		整を行う。	
2. 前項の基準には、 <u>保安内部監査の判定基準、</u> 監査 <u>範囲、頻度、方法</u>	(2) 保安に係る組織は、保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及		
<u>及び</u> 責任を <u>定め</u> る。	び責任を定める。	(ページ 添 2-7)	
3. 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別	(3) 保安に係る組織は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プ	(
業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要	ロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに		
性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、	従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保		
かつ、保安内部監査の実施に関する計画(以下「保安内部監査実施計	安内部監査の実施に関する計画(以下「保安内部監査実施計画」とい		
画」という。)を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実	う。) を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維		
効性を維持する。	持する。		
4. 第1項の基準には、保安内部監査を行う要員(以下「保安内部監査	(4) 保安に係る組織は、保安内部監査を行う要員(以下「保安内部監査員」		
員」という。) の選定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客	という。) の選定及び保安内部監査の実施においては、客観性及び公平		
観性及び公平性を確保する。	性を確保する。		
5. 品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理	(5) 保安に係る組織は、保安内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は		
下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。	管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。		
6. 品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並び	(6) 保安に係る組織は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安		
に保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その	内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及		
責任及び権限(必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施	び権限(必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部		
した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並び	門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。) 並びに保安		
に保安内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。	内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。		
7. 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定された領域	(7) 保安に係る組織は、保安内部監査の対象として選定された領域に責任		
に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。	を有する管理者に保安内部監査結果を通知する。		
8. 品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、前項の通知	(8) 保安に係る組織は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた		
を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅	管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じ		
滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報	させるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる		
告させる。			
9. 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、そ			
の結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。			
(プロセスの監視測定)	(ニ) プロセスの監視測定	_	左記のとおり
第13条の2 所長及び各部長は、プロセスの監視測定(対象として、機器等及び	(1) 保安に係る組織は、プロセスの監視測定(対象として、機器等及び保安		事業許可に記
保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野	活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に		載があり、保安
等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視	関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視測定		規定の記載と
測定に見合う方法(監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評	に見合う方法(監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価		齟齬はない。
価の方法並びに時期を含む。)により、これを行う。	の方法並びに時期を含む。)により、これを行う。		дария от о
2. 所長及び各部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重	(2) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度		
要度に応じて、第4条第4項(3)に掲げる保安活動指標を用いる。	に応じて、ロ.(4)(4)(iii)に掲げる保安活動指標を用いる。		
3. 所長及び各部長は、第1項の方法により、プロセスが第7条の2第	(3) 保安に係る組織は、(1)の方法により、プロセスが「ハ.(ホ) 保安品質マ		
1 項及び第 11 条第 1 項の計画として定めた各基準に規定した結果を	ネジメントシステムの計画」(1)及び「ホ.(4) 個別業務に必要なプロ		
得ることができることを実証する。	セスの計画」(1)に規定する計画に定めた結果を得ることができること		
4. 所長及び各部長は、第1項の監視測定の結果に基づき、保安活動の	を実証する。		
改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善の		
5. 所長及び各部長は、第7条の2第1項及び第11条第1項の計画と	ために、必要な措置を講じる。		
して定めた各基準に規定した結果を得ることができない場合又は当該	(5) 保安に係る組織は、「ハ.(ホ) 保安品質マネジメントシステムの計画」		
結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等	(1)及び「ホ. (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画」(1)の計画に定め		
要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、	た結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができない		
当該問題に対して適切な措置を講じる。	おそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保		
国際国際できませた。 日本の	40 CM 07 07 01 1 CM 07 CTOV 回加元初 寸久小学 7 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
	するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な		
/ MV PR 66 _ 1A _ 66\	措置を講じる。		<i>I</i> . ⇒ = 1 . 1 . 10
(機器等の検査等)	(本)機器等の検査等	-	左記のとおり
第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するた	(1) 保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するため		事業許可に記
めに、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な	に、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な		載があり、保安 規定の記載と
段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係	段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (2) 保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る		規語はない。
2. 担当グループでは、使用前事業有便量等人は自主便量等の相条に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関	記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関す		岡口岡口ハヤハナヘ・○
する記録を含む。)を作成し、別表 18 に示す保管責任者が保存する。	る記録を含む。)を作成し、これを管理する。		
3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った	(3) 保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要		
要員を特定することができる記録を作成し、別表 18 に示す保管責任	員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		
者が保存する。), and a substitution of the substitution of t		
4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は	(4) 保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自		
<u>自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むこ</u>	主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むこと		
との承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務	の承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計		
計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		
5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査	(5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の		
等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機	独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等		
器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることそ	を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他		
の他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれない。	の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。		
れないことをいう。)を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求され	いことをいり。)を催休する。		
の加工施設が重人事故の完生及の拡入の初生に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象と			
なる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していな			
い要員に使用前事業者検査等を実施させる。(「使用前事業者検査等の			
中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を	(6) 前項の使用前事業者検査等の独立性の規定は、自主検査等について準		
実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行う	用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要		
に当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実	に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		
施できる状況にあることをいう。 <u>)</u>			
6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、			
「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要			
<u>員」と読み替えるものとする。</u>			
(不適合 <u>の</u> 管理)	(4) 不適合の管理	_	左記のとおり
第14条 所長は管理責任者として、個別業務等要求事項に適合しない機器等が	(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用さ		事業許可に記
使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は 個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等又は個	れ、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別 業務を特定し、これを管理する。		載があり、保安 規定の記載と
<u> </u>	未例を付定し、これを自座する。		競 歴 の 記 載 と 齟齬はない。
2. 所長は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告	(2) 保安に係る組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者		岡□岡口(み/よく 。
することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「評価・改善	に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を手順書		
<u> </u>	等に定める。		
3. 担当部長は、前項に定められた基準に従い、 <u>次に掲げる方法のいず</u>	(3) 保安に係る組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理す		
<u>れかにより、</u> 不適合を処理する。	る。		
(1) <u>発見</u> された不適合を除去するための <u>措置を講ず</u> る <u>こと</u> 。	(i) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		
(2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全	(ii) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安		
に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施に	全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の		
<u>ついての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</u> 。	実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。		
(3) <u>機器等の</u> 使用又は <u>個別業務の実施</u> ができないよう <u>にするための措</u>	(iii) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための		
置を講ずること。	措置を講ずること。		
(4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合について は、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置	(iv)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な		
は、その小週台による影響又は起こり侍る影響に応して週切な措直 を講ずること。	は、ての小週台による影響又は起こり得る影響に応して週別は一措置を講ずること。		
4. 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措	(4) 保安に係る組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じ		
置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記	た措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。		
録を管理する。	(5) 保安に係る組織は、(3)(i) の発見された不適合を除去するための措置		
5. 担当部長は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業	を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証する		
務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	ための検証を行う。		

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
<u>6</u> . 担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。			
(データの分析及び評価)	(ト) データの分析及び評価	_	左記のとおり
第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるも	(1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるも		事業許可に記
のであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステム	のであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステ		載があり、保安
の実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデー	ムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に関する		規定の記載と
タ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセ	データ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該		齟齬はない。
スの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改	プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実		дада (5. 6. 7. 6
善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視	効性を改善することを含む。) の必要性を評価するために、適切なデー		
測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデー	タ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源か		
タを含む。) を明確にし、収集し、及び分析する。	らのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。		
2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、	(2) 保安に係る組織は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、		
次に掲げる事項に係る情報を取得する。	次に掲げる事項に係る情報を取得する。		
(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得ら	(i) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得		
れる知見 (2) 個別世界などである。 (2) 第一日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	られる知見		
(2) 個別業務等要求事項への適合性	(ii) 個別業務等要求事項への適合性		
(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒(不適	(iii) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるよう)		
合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた	るものを含む。)		
情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ること	(iv) 調達物品等の供給者の供給能力		
<u>をいう。)となるものを含む。)</u>			
(4) 調達物品等の供給者の供給能力	(d) (hh) (+ l, l, 1) 40		I . ⇒→
<u>(継続的な改善)</u>	(チ) 継続的な改善	_	左記のとおり
第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管	保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行		事業許可に記
理責任者として、保安品質マネジメントシステム <u>の実効性を向上させる</u>	うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー		載があり、保安
ための継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及	及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防		規定の記載と
び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防	止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善		齟齬はない。
止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改	の実施その他の措置を講じる。		
<u>善の実施その他の措置を講じる。</u>			
(是正処置 <mark>等</mark>)	(川) 是正処置等	_	左記のとおり
第15条 所長は管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子	(1) 保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼ		事業許可に記
力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適	す影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置		載があり、保安
<u>切な</u> 是正処置 <u>を講じさせる</u> 。	を講じる。		規定の記載と
(1) 是正処置 <u>を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を</u>	(i) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価		齟齬はない。
<u>行うこと。</u>	を行うこと。		
一 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理並びに	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理並びに技		
技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不	術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適		
適合の原因の <u>明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメ</u>	合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメン		
ントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との	トや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関		
関係を整理することを含む。)	係を整理することを含む。)		
二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合そ		
その他の事象が発生する可能性の明確化	の他の事象が発生する可能性の明確化		
(<u>2</u>) 必要な <u>是正</u> 処置 <u>を明確にし、</u> 実施 <u>すること。</u>	(ii) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		
(<u>3</u>) <u>講じた全ての</u> 是正処置の <u>実</u> 効性の <u>評価を行うこと。</u>	(iii) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		
(4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じ	(iv) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講		
<u>た措置を変更すること。</u>	じた措置を変更すること。		
(5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。	(v) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。		
(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象で	(vi) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合 (単独の事象		
は原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り	では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象		
返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大	が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の		
するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明する	程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な		
<u>ために行う</u> 分析の <u>手順を確立し、</u> 実施する <u>こと</u> 。	原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。		
(7) 講じた全ての是正処置 <u>及びそ</u> の結果の記録 <u>を作成し、これを管理</u>	(vii) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管		
すること。	理すること。		
<u>2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、</u> 「評価・改善基準」 <u>に</u> 定め	(2) 保安に係る組織は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定め		
<u> </u>	る。		
3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象	(3) 保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係		
<u>に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、</u>	る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該		

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を	類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。		
講じる。(「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定 のうち必要なものについて実施することをいう。)			
4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。			
(未然防止処置)	(3) 未然防止処置	_	左記のとおり 事業許可に記
第15条の2 <u>所長は管理責任者として、</u> 各部長 <u>に、原子力施設その他の施設の運</u> 転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設	(1) 保安に係る組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収 集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設にお		事業計りに記載があり、保安
その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能	ける不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を		規定の記載と
性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じ	行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げると		齟齬はない。
て、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。 (1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	ころにより、適切な未然防止処置を講じる。 (i) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		
(2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	(ii) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		
(3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	(iii) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		
(4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。 (5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを	(iv) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。 (v) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これ		
<u> </u>	を管理すること。		
2. 所長は、前述の各号に掲げる事項について、基準に定める。	(2) 保安に係る組織は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。		
第 <u>6</u> 節 組織 <u>及び職務</u>		添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書	_
(with with)	ハ.経営責任者等の責任		
(職 務) 第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂	(^) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保	ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織	左記のとおり 事業許可に記
行する。	安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の	平成 29 年 9 月 1 日現在における東海事業所の保安管理組織は、添 2 ハ	載があり、保安
2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理	業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるよ		
室長及び各部長の職務は、第4条 <u>から第15条の3</u> のとおりとする。 また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメン	うにする。	質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工	齟齬はない。
トに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質		事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。	
目標及び第62条の2の施設管理目標の設定を行う。		本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の業務については、施設の	
3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。 (1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括す		担当部(設備管理部、燃料製造部、品質保証部、業務管理部及び環境安全部)において実施する。	
5.			
(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、		(ページ 添 2-4)	
サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を 指揮監督する。			
(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、			
分析作業、 <u>燃料品質に係る</u> 検査作業及び当該作業に係る設備の <u>設</u>			
<u>計、工事、巡視、</u> 点検 <u>その他の施設の管理</u> に関する業務を指揮監督 する。			
(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送			
計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、ためは原産物の処理に業界が必要に変える。			
理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の <u>設計、工事、</u> <u>巡視、点検その他の施設の管理</u> 、核燃料物質の受入れ及び払出し、			
並びに周辺監視区域外への運搬に関する業務を指揮監督する。ま			
た、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する			
異常時における設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びウラン回収の手順並びに廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉			
停止等の手順を手順書に規定する。			
(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び			
安全防護グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入 仕様値への適合確認、放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、			
放射性気体廃棄物の放出管理、 <mark>環境放射線モニタリング、</mark> 放射性廃			
乗物でない廃棄物の管理及び当該作業に係る設備の <mark>設計、工事、巡</mark>			
視、点検 <u>その他の施設の管理</u> 、教育・訓練の実施管理並びに周辺監 視区域、管理区域及び保全区域の出入管理(サイバーテロ対策を除			
く)、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を指揮監督す			
る。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影			

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の			
手順及び放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外			
の放射線管理の手順を手順書に規定する。さらに、第83条に定め			
る東海事業所防災組織の救護・消火係が実施する消火活動等の手順			
を手順書に規定する。			
(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排気設備、給			
排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等(た			
だし、他部が所管する設備を除く)の運転及び設計、工事、巡視、			
点検 <mark>その他の施設の管理、並びに各部長から依頼を受けた<u>施設の保</u></mark>			
全に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務			
係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後			
の施設・設備点検、給排気設備の停止等、非常用発電設備の起動等			
及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に			
規定する。			
(7) システムグループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、サイバ			
ーテロ対策に関する業務を行う。			
(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役			
務の調達管理に関する業務を行う。			
(9) 検査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、			
検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その			
他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の			
下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から			
第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。			
(10) 品質管理グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作			
業、検査作業に係る設備の <mark>設計及び工事に係る業務を行い、またこ</mark>			
<mark>れらの作業に係る設備の巡視及び</mark> 点検 <u>その他の施設の管理</u> に関す			
る技術支援に係る業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条</u>			
の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4			
に定める定期事業者検査に関する業務を行う。			
(11) 製造グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製			
造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当			
該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に			
関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定			
める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める			
定期事業者検査に関する業務を行う。			
(12) 生産技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料			
の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及			
<mark>び当該作業</mark> に係る設備の <mark>設計及び工事に係る業務を行い、またこれ</mark>			
らの作業に係る設備の巡視及び点検その他の施設の管理に関する			
技術支援に係る業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第 59 条</u>			
<u>の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4</u>			
に定める定期事業者検査に関する業務を行う。			
(13) 輸送計画グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料			
物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関			
する業務を行う。			
(14) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安			
全管理及び受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。また、所			
長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第			
59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を			
行う。			
また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び21条			
に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。			
環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核			
燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。			
(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施			
設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でな			

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
い廃棄物の管理、放射性気体廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第 59条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59条の 3 から第 59条の 4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。 (16) 安全防護グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域、管理区域及び保全区域への出入管理(サイバーテロ対策を除く)、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を行う。 (17) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備及び消火設備等(ただし、他部が所管する設備を除く)の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第 59条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59条の 3 から第 59条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。 (18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する業務を行う。 (18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する業務を行う。			100/71
第 <u>7</u> 節 核燃料取扱主任者	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ハ. 経営責任者等の責任	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書	_
(核燃料取扱主任者の職務) 第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。 (1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。 (2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。 (3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。 (4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。 (5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。 (6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。 (7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。 (8) 第12章に示す記録を確認すること。 (9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。 (9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。 (1) 不会計画 - 保全計画 - 保全計画 - 定期事業者検査の実施計画 - 京規計画 - 京規計画 - 東計及び工事の計画 - 下規計を必要を計画 - 工事計画	(*) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (へ) 有資格者等の選任及び配置 東海事業所では、法に基づき社長が核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質等の取扱い業務に3年以上従事した者から核燃料取扱主任者及びその代行者を選任するとともに、核燃料物質等の取扱いに従事する者及び施設の運転又は管理に従事する者への保安のために必要な指導・助言等、その職務が適切に遂行できるよう、設計及び工事並びに運転及び保守の業務から独立した立場として配置する。 (ページ 添 2-9) 	左事載が定はない。
第 <u>8</u> 節 核燃料安全委員会	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ハ. 経営責任者等の責任	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書	_

			T
保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。) (核燃料安全委員会) 第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた「核燃料安全委員会基準」を定める。 2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 加工施設に関する次の事項	加工施設事業変更許可(本文) (ハ) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	加工施設事業変更許可(添付書類) ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織 また、保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上 の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。 (ページ 添 2-4)	
る。 第3章 教育・訓練	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書	_
(十月 松-本 到がまなったをおきか)	ニ. 資源の管理 (v) 悪鳥のなり スパヤ 本訓法	、 2.の仏亦面(ク)ァム)ナナカマ)ァ間上ッサな仏仏上)ヶ間 レッサで	十割のしかり
(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。 2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。 (2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)に保安教育を年1回以上実	 (ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 (2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (i) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 (ii) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。 (iii) 前号の措置の実効性を評価すること。 	 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (お) 技術者に対する教育・訓練 東海事業所の平成29年9月1日現在における技術者は55名であり、今後定期的に技術者を採用し逐次増強を図る。 設計及び工事並びに運転及び保守に携わる技術者に対して、担当する職務の遂行に必要となる知識及び技術・技能の習得、維持及び向上を図るため、毎年度、関係法令及び保安規定、臨界、加工施設の構造、性能及び操作、放射線管理、核燃料物質の取扱い、非常の場合に採るべき措置、品質保証に関する教育や実地訓練を計画して実施する。 また、これまでのウラン加工事業を通じて培われてきた技術的能力を継承するため、経験を有する技術者による教育や実地訓練を行うとともに、技術者が担当する職務の遂行に必要となる力量を明確にし、適切な力量を有していることを定期的に評価する。 	規定の記載と齟齬はない。

	加工施权事未及关时引入体及规定少配载正在权		
保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
施し、その結果について、環境安全部長に報告する。 (3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は、原子燃料工業株式会社熊取事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。 (4) 事業所従業員以外の者(以下「請負会社従業員等」という。)に対する別表1に定める保安教育は、第1項の基準に基づき、各保安教育項目に関して十分な知識を有する者で、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得たものが実施する。 (5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。 (6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。 3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。 (1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施する。各グルーブ長は、教育・訓練の実施結果から要員に対して加工施設の操作に関する力量全が設立、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査に必要な力量を有することを認定する。 (2) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業に係る教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。 (2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。 5. 所長は、第2項(6)、第3項(3)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の基準を改訂し、次年度の保安教育及び前項の教育・訓練に反映する。	 (iv) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 保安品質ロ標の達成とから表示の実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (v) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 	さらに技術力育成のため、次のような技術的能力の向上に努め、施設の運転、保守等を確実に行う。 (1) 外部の教育機関等において実施する研修や大学等における公開講座等の様々な研修に積極的に参加させ、技術的能力の向上に努める。 (2) 加工施設の運転及び保守に従事する者については、技能の習熟を図るため、操作及び保守の熟練者を講師及び評価者に選任し、実地訓練の補佐を通して徹底した教育を実施し、定期的に保安・品質に係る水準を満たしているかどうかを公平に評価・認定する制度を採用する。 (3) 核燃料取扱主任者及び第1種放射線取扱主任者等の公的資格取得の奨励制度を設ける。 (4) 安全・保安、品質保証、品質管理及び倫理に関する教育についても、事業所内若しくは外部の専門家を講師として選出し、経験等に応じて教育内容を勘案して継続的に社内研修を実施する。 (ページ 添 2-9)	
第24条 環境安全部長は、第30条の2、第81条に定める「事故対策基準」、第25条に定める「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」及び第81条に定める「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動(第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。)の訓練及び非常事態に対処するための訓練(第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。)について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。 2. 環境安全部長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。 3. 担当部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改	 IV. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果(ハ)事故に対処するために必要な体制等の整備重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するための手順書の整備、人員の確保、訓練の実施等の必要な体制について整備する。 (ページ 203) (ニ) 大規模損壊への対応 	事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書 ハ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 (ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備	左記のとおり事業許可に保動を表別での記載があり、保載との記載をいい。

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
町の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。 4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。また、所在地域の原子力事業者及び他のウラン加工事業者からの要員の派遣等についても、重大事故等の体制と同一とする。大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育、訓練を定期的(年1回以上)に実施する。手順書には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位、手順書間の相互関係等を明確にする。 (4)教育・訓練大規模損壊が発生した場合の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。具体的には、大規模損壊発生を想定し、防災組織全体で連携した総合訓練及び重大事故等対策組織の各班が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上の頻度で実施し、知識の維持・向上を図る。	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育、訓練を実施する。手順書には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。	100 / 1
	(ページ 206)		
第4章 加工施設の操作 第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善	-	_	_
(加工施設の操作に係る計画及び実施) 第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条(ただし、第30条の2から第30条の3に関する事項を除く。)に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として「施設の操作基準(燃料製造部)」、「施設の操作基準(環境安全部)」、「施設の操作基準(機料製造部)」、「施設の操作基準(品質保証部)」及び臨界安全管理に係る計画として「臨界管理基準」を定める。所長は、第37条の3に記載する事項を定めた初期消火活動に係る計画として、「事故対策基準」を定める。所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の2から第30条の3に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置(第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。)に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」を定める。所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」を定める。	V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。) を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (こ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 当社の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動 は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC 4111-2009)」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。 (ページ 添 2-7)	左記からとおりまがのではない。
第2節 通 則		_	_
第29条 削除	_	_	第62条の6第 7項に移管。
(操作上の一般事項) 第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、 <mark>誤操作を生じにくいように</mark> <u>留意するとともに、</u> 常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努 め、次の事項を遵守する。	I. 加工施設の位置、構造及び設備ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(4) 誤操作の防止	添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 (ニ) 誤操作の防止に対する考慮	左記のとおり 事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。 (2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。 (3) 粉末缶からの核燃料物質サンブリング作業は、第25条第1項で定めた「施設の操作基準(燃料製造部)」に従い、作業を行わせること。 (4) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置は、誤操作・設判断を防止するために、重要度に応じて侵で識別できるようにすること。 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。 (5) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。 2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。	安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。表示装置は、操作員の時半作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにする。 操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや提付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。 設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。 1. 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。	齟齬はない。
第2節の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	IV. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該 事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書 ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	_

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)

(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)

- 第30条の2 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に 即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震 その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の2以降において以 下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。
 - (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止 その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期 消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。
 - (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持する ための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実 施すること。
 - (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持する ための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源 その他の資機材を備え付けること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。
 - 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の 必要な機能を維持するための活動を実施させる。
 - 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。
 - 4. 各部長は、第 62 条の 6 第 7 項に定める巡視により、火災の早期発 見に努める。
- (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置※)
- 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。
 - (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必 要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等 を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定 め、これを要員に守らせること。
 - (2) 大規模損壊<u>の</u>発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。
 - (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。
 - (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。
 - 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の 必要な機能を維持するための活動を実施させる。
 - 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。

加工施設事業変更許可(本文)

(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備

重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するための手順書の整備、人員の確保、訓練の実施等の必要な体制について整備する。

(1) 体制の整備

体制としては、休日・夜間を想定した初期段階、緊急消火班到着後の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。このため、事業所対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する

- ・ 実施組織として、施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び 救護・消火係を設ける。施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染 係には、技術的助言を行う要員も含めることとする。
- ・ 支援組織として、情報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び 警備誘導係を設ける。
- ・実施組織及び支援組織の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一である。
- ・ 施設責任者は、担当施設設備の点検、異常事象の状況確認、応急復旧 及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討 を実施する。
- ・ 自衛消防組織として、自衛消防隊を救護・消火係の下に設ける。自衛 消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動(初 期消火活動を含む)を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動 を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施す る
- ・ 実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できる よう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織 せる
- ・ 重大事故に至るおそれがある事故が発生したときは、要員を招集し、 実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、防災組織の要員が揃 うまでの間、初期消火活動等を実施する人員を確保する。
- ・ あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を 招集できるよう、夜間及び休日を含め、定期的(年1回以上)に非常 招集訓練を実施する。
- ・ 事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。
- ・ 事故対処において、事業所組織のみで対応できない場合は、所在地域 の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協 定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に 係る要員の派遣及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制 を構築する。

(2) 資機材の整備

事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な個数及び容量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、保管場所、保管方法、数量を定め保管する。更に、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置、転倒・飛散防止対

(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備

重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な資機材、手順書をあらかじめ整備し、訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体制の整備を行う。

加工施設事業変更許可 (添付書類)

(1) 資機材の整備

事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を整備し、地震等の外力により損傷するおそれがないよう保管する。添 7 ハ (ロ)表 2 に整備する資機材一覧を、添 7 ハ (ロ)表 3 に主な資機材の保管場所を事故時の活動の拠点とともに示す。空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止する半面マスクを着用することで、事故への対処が可能である。また、火災による煙中で円滑に消火活動を行うため呼吸用ボンベー体型防護マスク等の呼吸保護具や耐熱防護服等を整備する。加工施設の建物は、大地震時において、倒木等により道を塞ぐ場合においても、敷地内の全ての場所にアクセスできるよう複数のルートを設ける(添 7 ハ (ロ)の図 2)。

(2) 手順書の整備

手順書では、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。

- ・ 事故対処実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備 の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線 量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理設 備、要員による巡視点検等で入手すること(添7 ハ(ロ)の表4)を手 順書で規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基 準を手順書に規定する。
- ・ 機器等の操作、対処においては、給排気設備、焼結炉等の機器・設備の 停止の操作を定め、安全最優先の方針を手順書に規定する。
- ・ 事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、 事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を 明確にする。
- ・ 竜巻については、予測情報を確認した時点での事前の対応として、構内 運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、 可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等について明確にする。

(3) 訓練の実施

訓練では、ウランが飛散している状況、時間帯、天候に関する複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施するものとする。

- ・ 教育・訓練においては、ウランの飛散、漏えい及び火災等の事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。
- ・要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、各係の活動の習熟を 目的とする個別訓練を年1回以上の頻度で実施し、事象発生から事業所 対策本部各係の要素を取り入れた一連の活動における組織全体の連携を 図る総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて年1回以上の頻度 で実施する。(ロ)に示した想定における各係の役割と実施した訓練の 評価に基づき、訓練内容を改善していく。直近の訓練実績とその内容を 別添ハ-8に示す。
- ・各係の活動に応じた個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する(添7ハ(ロ)の表2の資機材一覧には、各資機材に対する保守点検頻度、内容を付記)。また、資

載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。

説明

左記のとおり

事業許可に記

左記のとおり 事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。

保安規定変更簡所(内容に関わらない適正化を除く。) 加工施設事業変更許可(本文) 加工施設事業変更許可 (添付書類) 説明 策を講じるとともに、資機材倉庫は地震等で損傷しても内部の資機材が 機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。 ※: 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整 取り出し可能な対策を講じる。 訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。 備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設において また、消火活動及び救助活動等の事故対処のために必要なアクセスル ・ あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招 は重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条 ートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置し 集できるよう、夜間及び休日を含め、定期的(年1回以上)に非常招集 件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し ない。事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数の 訓練を実施する。 重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。 ルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。 (4) 体制の整備 (3) 手順書の整備 体制としては、実施組織、支援組織に必要な人員を円滑に確保でき、指 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要とな 揮命令系統、役割分担及び責任者等を明確化した対策組織を整備するとと る手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、 もに、社外の支援を受けられるような体制も整備する(添7ハ(ロ)の図 全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報 の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等 ・実施組織として施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び自衛 の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係を明確にする。 消防隊を設ける。 ・ 事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災報知器等の監 ・施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術支援の要員も 視設備、設備の監視制御盤、放射線管理設備、要員による巡視点検等 含めることとし、支援組織としては情報第1係、情報第2係、総務広報 により得られる、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境 係、調達係及び警備誘導係を設ける。 界付近における放射性物質濃度及び線量がある。その入手方法、消火 ・各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織 活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手 の内容と同一である。 順書に規定する。 施設責任者は、担当施設設備の点検、異常事象の状況確認、応急復旧及 ・火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故 び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実 の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先する 施する。 ・自衛消防組織として、自衛消防隊を救護・消火係の下に設ける。自衛消 等の優先順位をあらかじめ手順書において明確にする。 事故対処においては焼結炉等の機器・設備の停止の操作等を、安全最 防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動(初期 優先で実施する方針を手順書に規定する。 消火活動を含む)を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、 ・ 事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定 支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する(添7 め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互 ハ (ロ) の図1 中の自衛消防隊)。 ・重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合においては、防災組織 関係を明確にする。 ・ 竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対 要員を一斉招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、夜 応についても明確にする。 間及び休日においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生 の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等 要員を7名確保する。なお、焼結炉運転を停止している場合は、初動対 の措置を講じるための手順を定める。 応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常 (4) 訓練の実施 駐する要員を6名確保とする(添7ハ(ロ)の図5)。 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮し ・初動対応体制並びに参集後の実施組織の各係の人員は、添7ハ(ハ)の た複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実 表1に示すように、火災等に対処できるよう組織する。 施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組 ・事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織 織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施す で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡 るものとする。 及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。 ・ 教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環 ・社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び 境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。 他のウラン加工事業者間の協力協定等により、環境放射線モニタリング、 放射線防護措置、消火活動等に係る要員及び資材の借用その他必要な支 ・ 要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、実施組織及び支援 組織の活動の習熟を目的とする通報連絡活動等に関する個別訓練を 援を受けられる体制を構築する。 定期的(年1回以上)に実施し、事業所防災組織全体の連携を図る総 (二) 大規模損壊への対応 大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそ 合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて定期的(年1回以上)に 実施する。また、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それ れがある事故が発生した場合と同一の体制とする。大規模損壊が発生した場 に対する評価に基づき訓練内容を改善する。 合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当 ・ 実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とし、消火、救出救護、通 該手順書に従って活動を行うために必要な教育、訓練を実施する。手順書に 報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、 は、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要 部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等 整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する。また、 の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進 資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。 展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。 ・ 訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。 (1) 大規模損壊発生時において大規模な火災が発生した場合における消火活 ・ 夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回 動に関すること 以上)に非常招集訓練を実施する。 屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ設備等を用いて大規模な火災に対して (二) 大規模損壊への対応 消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同じであ 大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るお

(2) 重大事故等の発生を防止するための対策

それがある事故が発生した場合と同一とする。また、所在地域の原子力事

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。) 加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類) 説	説明
業者及び他のウラン加工事業者からの要員の派遣等についても、重大事故 重大事故に	るおそれがある事故の対策に加えて、大規模損壊時にウラ	
等の体制と同一とする。大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書	合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用	
及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動いたウランの	*散防止等の必要な手順並びに資機材を整備する。	
	必要な資機材の保管場所は、添7ハ(ロ)の表3に示すよ	
	長び加工工場から離して分散して設置する。	
	、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加	
	品力協定等による社外組織への支援を要請し、環境放射線モ	
	対象防護措置、消火活動等に係る要員及び資機材の借用そ	
	学を受けて活動に当たる。	
	必要な情報の把握	
	※安な情報が記述 ※発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある	
	- 場合の対策を実施するために必要であると設定した情報に	
	(ロ)の表4に示す監視設備や、要員の巡視点検により事	
(2) 重大事故等の発生を防止するための対策 象を把握する。	、(ロ)の女子に小り血沈以順へ、安貞の心沈杰使によりず	
	敷地内の棲根の知根については 昭明月短 可拠さのお針	
	敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射	
	『監視カメラも活用する。	
て、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止	.7 40)	
等の必要な手順並びに資機材を整備する。また、対策に必要な資機材の (ページ 添 7-42~液	(-40)	
保管場所は、加工工場及び加工工場から離して分散して設置する。		
	の関係個所は以下のとおり。)	
	それがある事故又は重大事故	
	るおそれがある事故の想定	
	るおそれがある事故の選定	
	数同時発生の想定	
	数同時発生によって著しいウランの放出に至るおそれがあ	
	いるのは、ウランを粉末として大量に取り扱う工程が設置さ	
	ある加工工場となる。	
	こおいては、万一火災が発生した場合でも初期消火活動等に	
	とである。ここでは初期消火活動等により消火されずに周辺	
	近焼する事象の複数同時発生を想定する。	
	D火災等による損傷の防止に係る内部火災影響評価では、不	
	ものは可燃物として計上するなどの厳しい条件で実施した	
	断において、ウランを粉末として取り扱う建物に設置された	
	《区画における等価時間は、防火壁等の防火設備の耐火時間	
	火災が他の火災区画に延焼することはないことから、建物	
	性持される結果となっている。このため、重大事故に至るお	
	事故の想定では、設計基準の条件を超えて、複数の火災が加	
(ロ) 発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した エエ場の全	ての火災区画において同時に発生したとし、設計基準におい	
	‡で評価した内部火災影響評価の等価時間を用いて、具体的	
(1) 火災の複数同時発生の想定 な事故想定	- B-7	
	り複数の火災区画における火災同時発生の場合、閉じ込め機	
	第1種管理区域境界となる火災区画境界の両側において火	
の可燃物に延焼する事象の複数同時発生を想定する。 災が発生す	るため、内部火災影響評価における境界を接する火災区画の	
火災等による損傷の防止に係る内部火災影響評価において、各火災区 等価時間を	重畳させて、火災区画境界の耐火性能と比較することで、火	
画における等価時間は、防火壁等の防火設備の耐火時間を超えることは 災区画境界	D機能喪失のおそれの有無を評価した。加工工場の火災区画	
なく、火災が火災区画に延焼することはないことから、建物の健全性は 及び評価対	象箇所を別添ハ-3 に、火災区画境界の機能喪失の考え方を	
維持される結果となっている。 別添ハー4 に	示し、評価結果を別添ハ-5 に示す。	
このため、重大事故に至るおそれがある事故の想定では、設計基準の初期消火	5動等の人的対応を期待しない厳しい条件において、火災区	
条件を超えて、複数の火災が加工工場の全ての火災区画において同時に 画境界の両	で発生する火災による等価時間を重畳させた場合でも、等	
発生したとし、設計基準において厳しい条件で評価した内部火災影響評 価時間は全	ての防火設備の耐火性能以下である。このことから、複数の	
価の等価時間を用いて、具体的な事故想定を設定する。閉じ込め機能を火災が加工	工場の全ての火災区画において同時に発生した場合におい	
有する第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界の機能 て、初期消	く活動等の人的対応を行わなくても、防火設備である壁、扉	
喪失のおそれの有無を確認するため、当該境界の両側に位置する火災区 等により、	91種管理区域の境界に機能喪失のおそれはなく、閉じ込め	
画において火災が同時に発生したと想定し、内部火災影響評価における 機能に影響	5'A V 0	
	加工工場の複数の火災区画における火災同時発生に対する	

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
	境界の両側に位置する火災区画において火災が発生したとしても、等価時間は全ての防火設備の耐火性能以下である。このことから、複数の火災が加工工場において同時に発生した場合において、初期消火活動等の人的対応を行わなくても、防火設備である壁、扉等により、第1種管理区域の境界が機能喪失するおそれはなく、閉じ込め機能に影響はない。このため、可燃物、油類やアルコール類等の危険物が管理された加工工場において、その可燃物、油類及びアルコール類等の危険物の量を保管管理量を内部火災影響評価で保守的に設定した量の2倍とすることにより、更に保守的な条件を設定し、当該境界の機能喪失のおそれの有無を確認した。その結果、等価時間の増大により、当該境界に設置された扉の一部に機能喪失のおそれがあることから、重大事故に至るおそれがある具体的事故として、複数の火災が加工工場の全ての火災区画において同時に発生した場合を想定した	む可燃物、油類やアルコール類等の危険物が管理された加工工場において、その可燃物、油類及びアルコール類等の危険物の量を内部火災影響評価で保守的に設定した量の2倍とした状態を想定し、火災区画境界の機能喪失のおそれの有無を評価した。評価結果を別添ハ-6に示す。評価の結果、等価時間の長時間化により、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉の一部に機能喪失のおそれがあることから、加工工場の全ての火災区画において複数の火災が同時発生した場合を重大事故に至るおそれがある事故の具体的な想定とする。	
第3節 保安上特に管理を必要とする設備	(ページ 199~202)	<u> </u>	
(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実 にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を 確保するため、以下の措置を講じる。 (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63 条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。	V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (4) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等 の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に 計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮する ことを含む。)を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 当社の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動 は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC 4111-2009)」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。	左記のとおり 事業許可に記載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。
		(ページ 添 2-7)	
第4節 操作上の留意事項	_	-	_
 (漏えい管理) 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。 (1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。 2. 第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第41条に定める第1種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第1種管理区域を大気圧以下に保つ。 	 Ⅲ. 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 閉じ込めの管理 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 (1) 管理区域は、ウランを密封して取扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。 (2) 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。 (3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトから構成される排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量限度等を定める告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。 (4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。 (5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。 	添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ロ. 放射線の被ばく管理 (4) 閉じ込めの管理 (1) 管理区域の区分及び管理 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、その範囲を標識により明示し管理する。 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。 (2) 第1種管理区域の部屋は排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行うとともに、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧を維持できる設計とする。 この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし管理する。 (3) ウランを収納する設備・機器からの飛散又は漏えい防止粉末状のウランは、パッキン付きリングバンド構造の粉末貯蔵容器に収納し粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。また、ウランを含んだ液体は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材等で作った貯槽に溜め液体の漏えいを防止する。また、ウランを含んだ液体は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材等で作った貯槽に溜め液体の漏えいを防止する。 (4) ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある混合機、プレス等の設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して負圧とし、その開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理し、ウランの室内への飛散を防止する。	左記書があり、記のという。 という という はい に 保安 規 の という に は ない の という に いっという に いっと が に いっと が に いっと が に いっと が に か に か に か に か に か に か に か に か に か に

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
	(ページ 186~187)		
第5節 異常時の措置			_
(異常時の措置) 第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。 2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。 3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。 4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める東海事業所防災組織に組織体制を移行する。	V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 当社の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動 は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC 4111-2009)」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。 (ページ 添 2-7)	左記等があり、保安規のとはない。
第36条の2 削除 第36条の3 削除 第36条の4 削除 第36条の5 削除	-	_	体制の整備に ついて第30 条の2に移管 した。
第36条の6 削除			0,20
(異常時における設備の手動による作動) 第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。	I.加工施設の位置、構造及び設備 ロ.加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (4) 誤操作の防止 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。表示装置は、操作員の誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにする。 操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。 設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。 (ページ 25)	添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 (こ) 誤操作の防止に対する考慮 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるととも に、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。 1. 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 ① 操作員が操作すべきスイッチを間違えないよう、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。 ② 加工施設の状態を確認しながら操作できるよう、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。 ③ 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。 ④ 保守点検における誤りを生じにくいよう、設備の色を管理区域ごとに統一する、配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。 2. 操作の容易性設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡潔な手順によって必要な	左記から、保安とおり、保安とはい。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
		操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。 ① 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態、放射線の監視及び警報を集中監視する。 ② 緊急時に容易に操作できるよう、安全機能を有する設備の非常停止回はハード回路で構成し、リセットボタンで解除とする。 ③ 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるよう、気体廃棄設備に、送排風機異常、ダンパー開度異常、室内負圧異常時のインターロックを設ける。 ④ 操作員の操作がなくても温度上昇異常による火災・爆発を防止できるよう、焼結設備の温度が過加熱設定値に達した場合に、電源を遮断する過加熱防止インターロックを設ける。 ⑤ 操作員の操作がなくても混合ガス圧力低下異常による火災・爆発を防止できるよう、焼結設備の混合ガス圧が設定にまで低下すれば、安全遮断弁が作動し、混合ガスから窒素ガスに自動で切り替わる窒素ガス自動切替インターロックを設ける。 (ii) 緊急時に容易に操作できるように、安全機能を有する設備の非常停止回路はハード回路で構成し、リセットボタンで解除とする。 (ページ 添 5-219)	
第5章 放射線管理	_	ー (ハーン 松 9-219)	_
第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善 (放射線管理に係る計画及び実施) 第38条 環境安全部長は、第40条から第55条(ただし、第45条の2、第46条及び第46条の2に関する事項を除く。)に記載する事項を定めた「放射線管理基準」を定める。環境安全部長は、第44条から第46条及び第46条の2のうちサイバーテロ対策を除き、保全区域の明示及び保全区域についての管理措置並びに第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた「周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準」を定める。 業務管理部長は、第46条の2のうちサイバーテロ対策を含む項目に記載する事項を定めた「サイバーテロ対策基準」を定める。 燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する「核燃料運搬基準」を定める。 2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。	V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (こ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 当社の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動 は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC 4111-2009)」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。 (ページ 添 2-7)	
第2節 区域管理 (保全区域) 第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2及び別図3に示す 区域とする。 2. 環境安全部長は、保全区域を標識等によって区別する。 3. 環境安全部長は、管理の必要性に応じて保全区域への立入制限、鍵 の管理、物品の持出制限等の措置を講じる。	V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (n) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。 (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 (2) 関係法令 (3) 上記(1)及び(2)のほか、保安に係る組織が必要とする要求事項		左記のとおり 事業許可に記載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。
第3節 被ばく管理 (管理上の人の区分)	Ⅲ. 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理	添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ロ. 放射線の被ばく管理	左記のとおり
第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。 (1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。 (2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者 (原子力規制検査に基づく監督のために管理区域に一時的に立	の方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、 本加工施設に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線 業務従事者及び一時立入者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護する ため十分な放射線防護対策を講じる。また、本加工施設のうち、その場所にお ける外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によ	(n) 放射線業務従事者の被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件 を満たす者を放射線業務従事者に指定する。 (2) 線量の管理 (i) 外部被ばく線量 外部被ばく線量は、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線	事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
ち入る原子力規制庁職員を含む。)。	って汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質	量計を着用させ、3月ごと(妊娠中の女子については、本人の申出等に	
(被ばくの低減措置) 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線では応じた作業方法を立案に、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。 2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。 3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。	の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)」(以下「線量限度等を定める告示」という。)に定める値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、線量限度等を定める告示に定める値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として次のように管理する。更に、加工施設周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)を参考に、合理的に達成できる限り低減する。 (ページ 186)	より加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと)に測定する。 また、その他必要に応じてポケット線量計、電子式線量計、熱蛍光線量計 (TLD) によって外部被ばく線量を測定する。 (ii) 内部被ばく線量 内部被ばく線量は、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、3月ごとに算出する。必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため、尿中のウラン検査を行う。 (3) 保安教育 放射線業務従事者に対し、年に1回定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。 (4) 健康診断 放射線業務従事者に対し、「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。 (5) 保護具 放射線業務従事者が核燃料物質等を取り扱う作業に従事するときは、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。 (6) 記録 健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、電離放射線健康診断個人票に記録する。	事業許可に記
		(ページ 添 6-4)	
第4節線量当量等の測定	_	_	_
(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。 2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。 4. 環境安全部長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。	 Ⅲ. 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (ホ)設計基準事故時の放射線監視 設計基準事故時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質濃度、線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。 (ページ 188) 	(ホ) 通常時及び設計基準事故時の監視及び測定 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより通 常時及び設計基準事故時を含めて連続的に監視し、異常時には自動的に警報 を発するようにする。また、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポ ストにより線量率を測定し、監視する。 万一異常放出があった場合及び必要に応じ、敷地周辺の空間放射線量率及 び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。また、必要な 情報を事業所内の適切な場所に表示する。	
(±1, à 1, ½à 201 c + 00 MZ ~ // / / / / / / / / / / / / / / / / /		(ページ 添 6-23)	
(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類及び添付2の表2に定める放射線測定器類を年1 回以上点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。 2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。	I. 加工施設の位置、構造及び設備 ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 設備名称 直要な設備の種類 製備名称 直要な設備の種類 「ハンドフットクロスモニター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		左記のとおり事業があり、保載との記録を記録を記録を記録を記しませた。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
	設 備 名 称 主要な設備の種類		
	環境モニタリング用設備 サーベイメータ		
	モニタリングポスト		
	気象観測用設備 風向・風速計		
	(ページ 128)		
	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		
	ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (ナ) 監視測定のための設備の管理		
	(1) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適		
	合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に		
	定める。 (2) 保安に係る組織は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、		
	当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。		
	(3) 保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測		
	定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (i) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで		
	追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合		
	にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法) により		
	校正又は検証がなされていること。		
	(ii) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (iii) 所要の調整がなされていること。		
	(iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		
	(v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		
	(4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合		
	が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、		
	これを記録する。		
	(5) 保安に係る組織は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適		
	切な措置を講じる。		
	(6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記		
	録を作成し、これを管理する。		
	(7)保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することと したときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェ		
	アが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認す		
	る。		
第6章 <u>施設</u> 管理 第1節 <u>施設</u> 管理に係る計画、実施、評価及び改善		_	_
(施設管理に係る計画及び実施)	V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	添付書類二変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書	左記のとおり
第58条 設備管理部長は、 <u>加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点</u> 検、検査その他の施設の管理(第11条、第15条の3、第17条、第58	ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画	ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動	事業許可に記載があり、保安
機、機量での他の地蔵の管理(第11末、第15末の3、第17末、第58 条以降において以下「施設管理」という。)の計画として、第59条の2	(1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等	当社の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動	規定の記載と
から <u>第65条の2</u> に記載する事項を定めた <u>使用前事業者検査、定期事業</u>	の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に	は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程	齟齬はない。
<u>者検査、</u> 保全 <u>計画</u> 、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置 <u>、並び</u>	計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮する	(JEAC 4111-2009)」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従	
に新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるま	ことを含む。)を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを	
<u>での間の機能維持</u> に関する「補修及び改造基準」を定める。 2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第 59 条の 2 から第 59 条の		確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続 的に改善する。	
4 の業務を実施させる。また、各部長は、前項に定めた基準に基づい		Ħハ〜9人 戸 7 ˙20 o	
て、 <u>第 59 条の 5</u> から <u>第 65 条の 2</u> の業務 <u>(ただし、第 6 2 条の 2 第 1</u>		(ページ 添 2-7)	
項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除			
<u>く。)</u> を実施させる。			

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
(<u>施設</u> 管理に係る評価及び改善)			
第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、 <u>第59条の2</u> から <u>第6</u>			
<u>条の2</u> に記載する事項 <u>(ただし、第62条の2第1項に記載する事項</u>			
除く。) に対する結果を確認し、 <mark>設備管理部長</mark> に報告する。ただし、			
備管理部長自らに対する報告の必要はない。			
2. <mark>設備管理部長</mark> は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を 改訂する。			
第1節の2 使用前事業者検査 (使用前事業者検査の実施)	I. 加工施設の位置、構造及び設備	_	左記のとおり
第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出(以下「設工認」と			事業許可に記
う。) の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、	(チ) 安全機能を有する施設		載があり、保安
設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関	以上(イ)~(ト)の安全設計において、放射線の遮蔽の機能、核燃料		規定の記載と
る規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(本条に	物質等を限定された区域に閉じ込める機能及び核燃料物質が臨界に達する		齟齬はない。
いて以下「検査」という。)を総括する。	ことを防止する機能並びに公衆又は放射線業務従事者の被ばく線量の低減		
2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の			
事(補修、取替え、改造等)又は点検を行わないことはもとより、	<u> </u>		
立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関			
していない要員を検査員として配置する。	及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理が		
3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検達を実施する。	できるように、これらの作業性を考慮したものとする。		
(1) 検査の実施体制を構築する。	(ページ 32)		
(2) 検査要領書を定め、それを実施する。			
(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18 k	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		
示す保管責任者が保存する。	へ. 評価及び改善		
(4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。	(ホ) 機器等の検査等		
(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要			
な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。	に、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な		
一設工認に従って行われたものであること。	段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。		
二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するもの	-		
あること。 (6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることが	記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。		
でき、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検			
員の中から当該検査を統括する検査実施責任者あらかじめ指名 [*]			
5.	(4) 保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自		
4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工が	主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むこと		
設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。	の承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計		
(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。	画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		
(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること	<u>-</u>		
5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を	-		
まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断で	を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれな		
<u>る。</u> 6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を登			
り、 がたは、使用削事業有候登について、原子力規制委員会の確認を けた後、当該施設の使用を許可する。	(6) 前項の使用前事業者検査等の独立性の規定は、自主検査等について準		
1) に以く コ版公園はない区(日,日,日,2,10.0)	用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要		
	に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		
第1節の3 定期事業者検査		_	_
(定期事業者検査の実施)	I. 加工施設の位置、構造及び設備	_	左記のとおり
第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合	_		事業許可に記
るものであることを定期に確認するための定期事業者検査(本条において)			載があり、保安
て以下「検査」という。)を総括する。	以上(イ)~(ト)の安全設計において、放射線の遮蔽の機能、核燃料		規定の記載と
2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の事(補修、取替え、改造等)又は点検を行わないことはもとより、?			齟齬はない。
事(補修、収替え、収益等)又は点検を行わないことはもとより、 立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関			
立性確保の観点から、快重の対象となる機器等の工事又は点機に関していない要員を検査員として配置する。	子		
3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検え			
U. 四月/7 / 大阪医主人口口 C. 从VII 7 ICKY、 题列记伏			

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
を実施する。定期事業者検査を行う対象、検査内容等は第62条の6	及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理が		
<u>に定める保全計画に基づくものとする。ただし、設工認に従って行う</u>	できるように、これらの作業性を考慮したものとする。		
施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機	(0 28 00)		
能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主	(ページ 32)		
任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		
<u>事業者検査を免除する。</u> (1) 検査の実施体制を構築する。	・ 加工地域の保険のに初め業務に係る明貞自座に必要な体制の整備に関する事項 へ、評価及び改善		
(2) 検査要領書を定め、実施する。	(お) 機器等の検査等		
(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に	(1) 保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するため		
示す保管責任者が保存する。	に、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な		
(4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。	段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。		
(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適	(2) 保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る		
合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項	記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関す		
目ごとの判定基準を定める。	る記録を含む。)を作成し、これを管理する。		
(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることが	(3) 保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要		
でき、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査	員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (4) 保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自		
<u>員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名</u> する。	主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むこと		
4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に	の承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計		
関する規則」に適合することを検査で判定する。	画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		
5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏	(5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の		
まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断す	独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等		
<u>5.</u>	を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他		
(定期事業者検査の報告)	の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれな	_	左記のとおり
第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱	いことをいう。)を確保する。		事業許可に記
主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環	(6) 前項の使用前事業者検査等の独立性の規定は、自主検査等について準		載があり、保安
境安全部長は、各定期事業者検査の結果を取りまとめ、定期事業者検査	用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要 に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		規定の記載と
報告書を作成する。 第1節の4 計器及び放射線測定器の校正	に心して即じて共にする女員」と此の甘たるものとする。		齟齬はない。
(計器及び放射線測定器の校正)	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	_	左記のとおり
第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器			事業許可に記
については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校			載があり、保安
正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。	(1) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適		規定の記載と
2. 前項の校正は、次の事項について第58条の「補修及び改造基準」で	合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に		齟齬はない。
定めるところに従う。	定める。		
(1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、	(2) 保安に係る組織は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、		
処置及びそれらの記録に関する事項。	当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。		
(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、	(3) 保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測		
校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護に関する事項。	定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (i) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで		
学 久。	追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合)		
	にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により		
	校正又は検証がなされていること。		
	(ii) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		
	(iii) 所要の調整がなされていること。		
	(iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		
	(v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されているこ		
	(1) 四ウスダフ如体は、野畑側ウのたはの乳供はダフ亜や東海・の子文人		
	(4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、		
	か判明した場合においては、促削の監視側足の結果の安当性を評価し、これを記録する。		
	(5) 保安に係る組織は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及		
	び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適		
	切な措置を講じる。		
	(6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記		
	録を作成し、これを管理する。		

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
PROVINCESCENTI (TYPE DATE OF SECTION 10)	(7) 保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することと	777-7654 7 (1717 H77)	10271
	したときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェ		
	アが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認す		
	る。		
<u>第2節 削除</u>	_	_	_
<u>第60条 削除</u>	_	_	施設定期自主
<u>第61条 削除</u>			検査を削除。
<u>第62条 削除</u>			
第2節の2 施設管理の実施に関する計画	_	_	_
(施設管理方針及び施設管理目標)	I. 加工施設の位置、構造及び設備	添付書類五変更後における加工施設の安全設計に関する説明書	左記のとおり
第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、	ロ、加工施設の一般構造	リ、その他の安全設計	事業許可に記
加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を	(チ) 安全機能を有する施設	(へ) 安全機能を有する施設に対する考慮	載があり、保安
有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針(第4条	以上(イ)~(ト)の安全設計において、放射線の遮蔽の機能、核燃料	4. 検査、修理等に対する考慮	規定の記載と
<u>の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。)を定め</u>	物質等を限定された区域に閉じ込める機能及び核燃料物質が臨界に達する	本加工施設における安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための投資を展れる対象を表現している。	齟齬はない。
る。また,第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を 行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さら	ことを防止する機能並びに公衆又は放射線業務従事者の被ばく線量の低減 のための機能を安全機能とし、以下に、安全機能を有する施設に係る設計	めの検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保 守及び修理ができるような設計とする。	
17 り観点から特別な状態を踏まれ、他設官理方針の見直しを行う。さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合	のための機能を女生機能とし、以下に、女生機能を有する他故に係る故計 方針を示す。	「	
は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映	フェータッ。 (2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査	(ページ 添 5-221)	
する。	及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理が		
2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(施設管	できるように、これらの作業性を考慮したものとする。		
理の重要度(以下「保全重要度」という。)が高い加工施設について定			
量的に定める目標を含む。第4条の2、第9条、第17条、第62条の	(ページ 32)		
2以降において以下「施設管理目標」という。)を、各部長に定めさせ			
る。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理			
を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行わせ			
<u> 3.</u>			
(保全対象範囲の策定)			
第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲(以下「保			
全対象範囲」という。)として、以下の設備を選定する。			
(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工			
認申請書に基づき設置した設備			
(2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自ら定める設備			
(保全重要度の設定)			
第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、			
保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとする。			
(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)			
第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度			
を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標として、当該施設の			
安全機能の喪失につながる故障回数(回数/期間)を設定する。			
2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標			
値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏ま			
<u>え、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u>			
3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出			
周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画			
の始期及び期間に関することを含める。			
4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報			
<u>の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u>			
(保全計画の策定)			
第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する			
計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設			
計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の 3 第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき			
事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設で			
<u>事項を踏まえる。なね、事業所の加工地蔵が使用開始後の原子力地蔵で</u> あることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の			
めることで明まれ、体土計画の始別は巨型(仏里)のた効争来有快重の		1	I

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定期事業者検査の開			
始日前日までの期間とする。			
(1) 点検計画			
(2) 定期事業者検査の実施計画			
(3) 設計および工事の計画			
(4) 特別な保全計画 2. 各部長は、保全計画の策定に当たって、保全重要度を勘案し、必要			
に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評			
価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。			
(1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験			
(2) 使用環境及び設置環境			
(3) 劣化、故障モード			
(4) 機器の構造等の設計的知見			
(5) 科学的知見			
3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されている			
ことを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為			
を把握し、保全計画を策定する。			
4. 各部長は、第62条の12に基づく長期施設管理方針について、第			
62条の2に規定する施設管理方針とともに、施設管理における各種 活動を一体として実施する。			
<u> </u>			
全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を			
策定する。			
(1) 建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基			
本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。			
<u>a. 時間基準保全</u>			
<u>b. 状態基準保全</u>			
二事後保全			
(2) 選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。			
<u>一 時間基準保全</u> a. 具体的な点検方法			
a. 具体的な点機方法 b. 建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得			
る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ			
項目、評価方法及び管理基準			
<u> </u>			
<u>d. 実施時期</u>			
なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に			
監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状			
態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準			
<u>じて必要な事項を定める。</u>			
二 状態基準保全			
a. 構築物、建物・構築物及び設備・機器の状態を監視する			
<u>ために必要なデータ項目</u> b. 点検の具体的方法			
c. 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及			
び管理基準			
d. 実施頻度			
<u>e. 実施時期</u>			
f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発			
見した場合の対応方法			
三事後保全			
a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修			
復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時			
<u>期を定める。</u> (3) 保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発			

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。) 加工施設事業変更許可(本文) 加工施設事業変更許可(添付書類) 説明 揮し得る状態にある期間(一定の期間)を、第59条の3に基づき 実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事 項を定める。 一 所定の機能を発揮し得る状態にある期間 (一定の期間) を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目 定期事業者検査の具体的方法 評価方法及び管理基準 四 定期事業者検査の実施時期 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施 (1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工 事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、エ 程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確 にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否 について確認を行い、その結果を記録する。 (巡視に関連する起債は以下のとおり。) (巡視に関連する記載は以下のとおり。) (2) 担当部長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定 の機能を発揮し得る状態にあることを、第59条の2に基づき実施 I. 加工施設の位置、構造及び設備 添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試 ロ. 加工施設の一般構造 (p) 加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する考慮 験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次 (ト) その他の主要な構造 2. 加工施設への人の不法な侵入への対応 の事項を定める。 (2) 加工施設への人の不法な侵入等の防止 2.3 人の不法な侵入の監視 一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価す 加工施設への人の不法な侵入を監視するため、侵入検知器や監視カ るために必要な使用前事業者検査及び試験等の項目 また、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理及 事業者検査及び試験等の具体的方法 メラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、見張人による当該 び周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。 区域内の巡視を行う。 三 評価方法及び管理基準 (ページ 24) 四 使用前事業者検査及び試験等の実施時期 2.4 敷地内の人による核物質の不法な移動への対応 核物質の不法な移動を防止するため、加工施設内に設けた防犯カメ (3) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事ついては第63 Ⅲ. 加工施設における放射線の管理に関する事項 ラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、加工施設の所定の監 条に、改造に係る工事ついては第64条にそれぞれ規定する工事 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばく管理の 視場所において、金属探知機装置、核物質検知装置等による持出し点 計画を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映 検及び常時監視により、核物質の不法な移動を防止する。 した体制を整備する。 (イ) 閉じ込めの管理 (ページ 5-199) (4) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていること 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を を設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。 行う。(以下、(1)から(3)を略す。) (5) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のた 添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 (4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、 ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理 めの措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ 定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。 (ロ) 放射性廃棄物の保管管理 第63条及び第64条に基づいて作成する工事計画に保安を確保す (ページ 187) るための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工 (2) 放射性固体廃棄物の保管管理 施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計 Ⅳ. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場 固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫Ⅱに保管廃 画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を 合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 棄する。これら、固体廃棄物の保管状況は日常の巡視点検により監視する。 確保する。 ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必 (ページ 6-50) 7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的 要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価 に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱 を行うために設定した条件及びその評価の結果 添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該 した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態 (1) 発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した 事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書 に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡 条件及び評価の結果 ハ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 視時の確認の視点等を標準に定め<u>るとともに</u>、巡視を行う者を選定し (3) 重大事故に至るおそれがある事故の拡大の防止対策 (ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備 て体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びそ (中略) (2) 手順書の整備 の設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第3 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、 ・事故対処実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備 0条の2、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料 設備の監視制御盤、放射線管理設備、要員による巡視点検のほか、監視 の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及 物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。 カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。 8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。 び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射 (ページ 202) 線管理設備、要員による巡視点検等で入手すること(添7ハ(ロ) (1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行 の表 4) を手順書で規定する。また、情報の種類に応じて、消火活 う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設 (ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備 動開始等の判断基準を手順書に規定する。 の状態(停止)等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保 (3) 手順書の整備 (ページ 7-42) 全計画を策定する。 ・事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災報知器等の監視 (2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物 設備、設備の監視制御盤、放射線管理設備、要員による巡視点検等に (ニ) 大規模損壊への対応 及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検に より得られる、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界 (3) 対策の実施に必要な情報の把握 よって確認・評価するまでに、次の事項を定める。

付近における放射性物質濃度及び線量がある。その入手方法、消火活

一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価す

大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
るために必要な点検の項目	動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書	故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報につ	
二 点検の具体的方法	に規定する。	いて、添7ハ(ロ)の表4に示す監視設備や、要員の巡視点検により事象	
三 評価方法及び管理基準	(ページ 204~205)	を把握する。	
四 点検の実施時期		加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線	
<u>ニーニー (</u> (保全の実施)	(ニ) 大規模損壊への対応	測定設備及び監視カメラも活用する。	
第62条の7 各部長は、第62条の6 で定めた保全計画に従って保全を実施す	(3) 対策の実施に必要な情報の把握	(ページ 7-46)	
<u> </u>	大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがあ	(• 1 10)	
2. 各部長は、保全の実施に当たって、必要な設計・開発については第	る事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した		
12条による設計・開発管理を実施し、補修及び改造に関わる工事にお	情報について、監視設備や、要員の巡視点検により事象を把握する。加		
いては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する工事計画に	工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線		
よる工事管理を実施する。	測定設備及び監視カメラも活用する。		
3. 各部長は、保全の結果について記録し、保管する。	では、 (ページ 206)		
	(*** > 200)		
(保全の結果の確認・評価)			
第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した建			
物・構築物及び設備・機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態を発揮し得る状態を発揮し得る状態を発揮し得る状態を発揮し得る状態を発揮し得る状態を発揮し得る状態を表現しません。			
態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。			
2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が			
満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条			
<u>の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による</u>			
定期事業者検査を実施する。			
各部長は、使用前事業者検査等の実施の結果を確認する。			
3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合			
には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の			
時期までに確認・評価し、記録する。			
(不適合管理、是正処置及び未然防止処置)			
第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下			
の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、			
必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、			
不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。			
(1) 保全を実施した建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮			
<u>し得ることを確認・評価できない場合</u>			
(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、			
定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていること			
が確認・評価できない場合			
2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織			
で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。			
3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善			
に基づき実施する。			
4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新			
の知見及び第 15 条の <u>3</u> に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価			
を行い、保全の継続的改善を図る。			
(保全の有効性評価)			
第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報(第62条の5の保全活			
動管理指標を含む。)を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に			
行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報			
告する。			
2. 各部長は、前条の報告を踏まえ、建物・構築物及び設備・機器の保			
全方式を変更する場合は、第62条の6第5項に基づき保全方式を選			
定する。			
3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要とな			
る改善内容について記録する。			
(施設管理の有効性評価)			
第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び			
第62条の2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性			
第62 米の 2 の施設管理自信の達成度がら、足類的に施設管理の有効性 を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継			
で町皿し、旭以目生が17兆117兆比していることを推診することもに、11			

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
2. 設備管理部長は、施設管理の有効性評価の結果と改善の必要性について、所長へ報告する。 (経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第62条の12 設備管理部長は、加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定)と参考とし、加工施設の経年分化に関する技術的な評価の手引き(内規)(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定)と参考とし、加工施設の経年分化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、加工施設の経年分化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、加工施設の経年分化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、加工施設の経全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設の経生の化全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設での状況を全定をでする。なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のが表の経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器の機能の機能の実施で表の能設管理方針は、第62条の6第4項に基づいて、各部長が第62条の2に規定する施設管理方針とともに施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すものとする。第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持 (新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持)第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の計画に従って工事が完了し、加工施設全体の性能について使用前確認証の交付を受けるまでの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。 (1) 担当がよのでは、第62条の6第7項に定める巡視を行わせる。 2. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)所則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る目原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、当該検査に対象記憶をでいては、当該検査に各種するまで	加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 以上 (イ) ~ (ト) の安全設計において、放射線の遮蔽の機能、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能及び核燃料物質が臨界に達することを防止する機能並びに公衆又は放射線業務従事者の被ばく線量の低減のための機能を安全機能とし、以下に、安全機能を有する施設に係る設計方針を示す。 (2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮したものとする。	が付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 リ. その他の安全設計 (へ) 安全機能を有する施設に対する考慮 4. 検査、修理等に対する考慮 本加工施設における安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。 (ページ 添 5-221)	説明 を主義が定は、 を可り、記ない。 を可り、記なと を対して、 の許らのない。
の間、前条各号に定める事項により、その機能を維持する。 第8章 放射性廃棄物管理		_	_
(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施) 第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた、加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する「施設の操作基準(燃料製造部)」を定める。また、環境安全部長は、第74条から第75条の2に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の管理に関する「放射線管理基準」を定める。	V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。) を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 当社の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動 は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC 4111-2009)」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。 (ページ 添 2-7)	左記のとおり 事業許可に記載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条			
の2の業務を実施させる。	1 加工協能の位置 様生及び記借		七部のしむり
(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えないようにする。 3. 環境安全部長は、別表 17 に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。 6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。 7. 環境安全部長は、易辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。 9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか可は保管する。 10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すかでは前項の容器をそのような場所に保管する。 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。 22. 燃料製造部長は、廃棄物倉庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。	 I. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (7) 廃棄施設 加工施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。 また、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設を設ける設計とする。 周辺環境へ放出される放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り少なくするため、気体廃棄物処理施設にあっては、凝集沈殿、ろ過、蒸発処理、希釈処理、イオン交換等により、適切な処理が行える設計とする。 ALARA の考え方の下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50 年5 月13 日原子力安全委員会決定)において定める線量目標値(50 μ Sv/年)を参考に、公衆の受ける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。 (ページ 26) Ⅲ. 加工施設における放射線の管理に関する事項 ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (ロ) 放射性液体廃棄物の放出管理放射性物質源度を合理的に達成できる限り低減し、線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。 (ハ) 放射性廃棄物の保管管理 (ハ) 放射性液体廃棄物の保管管理 (ハ) 放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却炉で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。 	本加工施設の平常運転時に発生する液体廃棄物としては次のものがある。 ① ペレット研削廃液、分析廃液 ② 設備の除染水 ③ 洗濯水、手洗水等 本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、貯留し、あらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。	左事業があのはない。
(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ (排気用モニタ) 等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えないようにする。 3. 環境安全部長は、別表 17 に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。 6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。	「ページ 189) I. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (7) 廃棄施設 加工施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。 また、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設を設ける設計とする。 周辺環境へ放出される放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り少なくするため、気体廃棄物処理施設にあっては、高性能エアフィルタ等の除去設備により、液体廃棄物処理施設にあっては、凝集沈殿、ろ過、蒸発処理、希釈処理、イオン交換等により、適切な処理が行える設計とする。 ALARA の考え方の下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)において定める線量目標値(50μSv/年)を参考に、公衆の受ける線量を合理的に達	添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理 (4) 放射性廃棄物の放出管理 (1) 放射性気体廃棄物の放出管理 (i) 排気中の放射性物質濃度の管理 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、排気口を通じて屋外に放出する。 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には警報を発するようにする。警報が発せられた場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。 (ページ 添 6-37)	左記のとおり事業があり、保まとがあり、保まとの記載にない。

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放 出量を計算し、異常のないことを確認する。	成できる限り低減する設計とする。		
8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、 別表 10 及び別表 11 に定めるところにより、平常時の環境放射線モニ	(ページ 26)		
タリングを行う。	Ⅲ. 加工施設における放射線の管理に関する事項		
	ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (イ) 放射性気体廃棄物の放出管理		
	排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、監視設備により監視		
	し、異常放出の有無を監視する。また、異常が確認された場合は、その原 因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を		
	合理的に達成できる限り低減し、線量限度等を定める告示に定める周辺監 視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。		
第9章 削除	(ページ 189) 	<u></u>	
第76条 削除	<u> </u>	<u> </u>	初期消火活動
<u>第77条 削除</u>			に関する活動
<u>第78条 削除</u> 第79条 削除			を第30条の2、 第37条の2及
第80条 削除			び第 37 条の 3
			に移管した。
第10章 非常時の措置 第2節 事前対策		_	_
(非常時用 <mark>資機</mark> 材の整備)	(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備	(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備	左記のとおり
第85条 所長は、添2の表2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防 護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的 確かつ柔軟に対処するために必要な資機材、手順書をあらかじめ整備し、訓	事業許可に記載があり、保安
下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のため	故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ	練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体制の整備を行う。	規定の記載と
に行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備	柔軟に対処するための手順書の整備、人員の確保、訓練の実施等の必要な	(1) 資機材の整備	齟齬はない。
しておくとともに、 <u>迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置す</u> る部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにして	体制について整備する。 (2) 資機材の整備	事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜間 及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を整備し、地震等の外力により	
おく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常用資機材	事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜	損傷するおそれがないよう保管する。添7 ハ (ロ)表2 に整備する資機材	
の保管状況の把握に努める。2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作	間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、 使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の	一覧を、添7 ハ(ロ)表3 に主な資機材の保管場所を事故時の活動の拠点 とともに示す。空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被	
が可能となるように、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備	保管場所を考慮した上で必要な個数及び容量を整備するとともに、地震	ばくを防止する半面マスクを着用することで、事故への対処が可能である。	
し、第1項に定める整備及び保管状況の把握に努める。	等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、保	また、火災による煙中で円滑に消火活動を行うため呼吸用ボンベー体型防	
3. 所長は、環境安全部長に第1項及び第2項に定める非常時用資機材 の整備及び保管状況が適切であることを確認させる。	管場所、保管方法、数量を定め保管する。更に、大規模損壊が発生した 場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置、転倒・飛散防止対	護マスク等の呼吸保護具や耐熱防護服等を整備する。加工施設の建物は、 地震時において、倒木等により道を塞ぐ場合においても、敷地内の全ての	
	策を講じるとともに、資機材倉庫は地震等で損傷しても内部の資機材が	場所にアクセスできるよう複数のルートを設ける(添7 ハ(ロ)の図2)。	
	取り出し可能な対策を講じる。 また、消火活動及び救助活動等の事故対処のために必要なアクセスル	(ページ 添 7-42)	
	ートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置し		
	ない。事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数の ルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。	(二) 大規模損壊への対応 大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそ	
		れがある事故が発生した場合と同一の体制とする。大規模損壊が発生した場	
	(ページ 204)	合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当 該手順書に従って活動を行うために必要な教育、訓練を実施する。手順書に	
	(=) 大規模損壊への対応	は、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要	
	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るお	な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の提供ない。	
	それがある事故が発生した場合と同一とする。また、所在地域の原子力事 業者及び他のウラン加工事業者からの要員の派遣等についても、重大事故	の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進 展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。	
	等の体制と同一とする。大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書	(2) 重大事故等の発生を防止するための対策	
	及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動 を行うために必要な教育、訓練を定期的(年 1 回以上)に実施する。手順	重大事故に至るおそれがある事故の対策に加えて、大規模損壊時にウランが孤樹した場合に対して、集塵機等を思いたウランの同収、シートを思	
	を11 7 にめに必要な教育、訓練を定期的(年1 回以上)に美麗する。手順書には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえ	ンが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の必要な手順並びに資機材を整備する。	
	た必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項	また、対策に必要な資機材の保管場所は、添7ハ(ロ)の表3に示すよ	
	目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位、手順書間の相	うに、加工工場及び加工工場から離して分散して設置する。	

保安規定変更箇所(内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
	互関係等を明確にする。 (ページ 206)	必要に応じて、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定等による社外組織への支援を要請し、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員及び資機材の借用その他必要な支援を受けて活動に当たる。 (3) 対策の実施に必要な情報の把握大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、添7ハ(ロ)の表4に示す監視設備や、要員の巡視点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。	
(北学時休知の改合)	(*) 東投に対加土でために以西な体制なの動性	(ページ 添 7-46)	ナヨのしわり
(非常時体制の発令) 第90条 所長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、東海事業所防災組織を設置する。なお、所長は、前条の応急措置を行った者に継続して対応に当たらせる。 又は実施組織に引き継がせるとともに所属する東海事業所防災組織の活動に移行させる。 (対策活動) 第91条 非常時体制が発令された場合は、本部長は東海事業所防災組織に必要な要員を招集し、第86条であらかじめ定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。 2. 東海事業所防災組織は、本部長の統括のもと、事態の拡大防止等に関する活動(緊急作業を含む。)を行う。 3. 本部長は、事態の拡大防止等に関する活動のうち、現地での実施組織の活動を指揮する者を指名し指揮させる又は自ら指揮する。現地での実施組織の活動を指揮する者は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、本部長に報告する。報告を受けた本部長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について、緊急対策本部において協議する。	(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備 重大事故に至るおそれがある事故の対处として、核燃料物質等の閉じ込 機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ 柔軟に対処するための手順書の整備、人員の確保、訓練の実施等の必要な体制について整備する。 (1) 体制の整備 体制としては、休日・夜間を想定した初期段階、緊急消火班到着後の 段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進 展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、 事故の進展、拡大を防止する。このため、事業所対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する。 ・実施組織として、施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び救護・消火係を設ける。施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術的助言を行う要員も含めることとする。 ・支援組織として、権報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。 ・支援組織として、情報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。 ・支援組織として、情報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。 ・支援組織として、情報第1條、情報第2條、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。 ・支援組織として、情報第1條、情報第2條、総務広報係、調達係及び 警備誘導係を設ける。 ・支援組織とで、指報の内容と同一である。 ・支援組織とで、自衛消防隊を救護・消火係の下に設ける。自衛消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊の下に設ける。自衛消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動のを関うな対して、対策を置き、消火隊は消火活動を表施する。 ・支施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。 ・重大事故に至るおそれがある事故が発生したときは、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、防災組織の要員が揃うまでの間、初期消火活動等を実施する人員を確保する。 ・あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。	(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対处するために必要な資機材、手順書をあらかじめ整備し、訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体制の整備を行う。 (4) 体制の整備 体制としては、実施組織、支援組織に必要な人員を円滑に確保でき、指揮命令系統、役割分担及び責任者等を明確化した対策組織を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する(添ィハロ)の図1)。 ・ 実施組織として施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び自衛消防防を設ける。 ・ 施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術支援の要員も含めることとし、支援組織としては情報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。 ・ 各係の業務分常は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一である。 ・ 施設責任者は、担当施設設備の点検、異常事象の状況確認、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。 ・ 自衛消防組織として、自衛消防防を支援除を置き、消火除は消火活動での検討を実施する。 ・ 自衛消防総かびに事業所対策本部の活動支援を実施する。(添ィハ(ロ)の図1中の自衛消防除。支援除を置き、消火除は消火活動信動を、支援除は自衛消防除並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。また、夜間及び休日においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるとはに必要な事業所内に常駐する要員を「名確保する。なお、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する要員を6名確保とする(添ィハ(ロ)の図5)。・初動対応体制並びに参集後の実施組織の各係の人員は、添ィハ(ハ)の表1に示すように、火災等に対処できるよう組織する。・ ・ 対動対応体制を構定するとして機能する場所を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。・社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定等により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。	載規立とするは、というには、は、というには、は、というには、は、というには、は、というにはない。おに保載い、おに保載い、おに保載い、というには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	・ 事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。		

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
	・ 事故対処において、事業所組織のみで対応できない場合は、所在地域 の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協 定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に 係る要員の派遣及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制 を構築する。		
	(ページ 203)		
第92条 削除	_	_	重大事故に至 るおそれがあ る事故等の場 合に、報告及び 必要な措置の 協議について 第 91 条に移管 した。
第11章 定期評価 (定期評価に係る計画及び実施)	<u> </u>		<u>ー</u> 施設管理にお
(定期評価に係る計画及び美施) 第94条 所長は、第96条に記載する事項を定めた「定期評価基準」を定める。 2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第96条の業務を実施させる。 (定期評価に係る評価及び改善) 第95条 担当部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第96条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。 2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。 (加工施設の定期的な評価) 第96条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。 (1) 品質保証活動 (2) 運転管理 (3) 核燃料物質管理 (4) 放射線管理及び環境モニタリング (5) 放射性廃棄物管理 (6) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置 (7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置 (7) 事故、故障等の経験反映状況 2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。 (1) 安全研究成果の反映状況 (2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況(規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。) (3) 技術開発成果の反映状況			施いのとの理適た関な保章にす 管行効等が削化経る価連計全第継る。 は保証内守し。化術長第0 時の保険ものとの理適に関な保証を では、すいでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
第12章 記録及び報告	-	_	_
(記 録) 第97条 品質保証部長は、別表 18 に示す記録の作成及び管理(識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順)に関する「文書及び記録の管理基準」を定める。この基準には、別表 18 第 1 項 7 に該当する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。 2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。	 V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ロ.保安品質マネジメントシステム (お)記録の管理 (1)保安に係る組織は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2)保安に係る組織は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。 V.加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 		左記のとおり 事業許可に記 載があり、保安 規定の記載と 齟齬はない。

保安規定変更箇所 (内容に関わらない適正化を除く。)	加工施設事業変更許可(本文)	加工施設事業変更許可(添付書類)	説明
	(p) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に		
	床女に依る組織は、外に拘りる事項を le 的未伤等安水事項として 的催に 定める。		
	(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に		
	必要な要求事項 (2) 関係法令		
	(3) 上記(1)及び(2)のほか、保安に係る組織が必要とする要求事項		